第２次 竹原市緑の基本計画

たけはら緑・2035 プラン

みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら

令和４年３月

竹 原 市

目　　次

第 1 章. 緑の基本計画について

１．緑の基本計画の必要性と改定の背景 ---------- 1
２．計画の位置づけ ---------- 5
３．緑と緑地の定義 ---------- 6
４．計画で期待する緑の効果・機能 ---------- 8

第 2 章. 竹原市の緑の概況

１．自 然 的 条 件 ---------- 9
２．緑地現況・緑化状況 ---------- 15
３．緑の４つの機能による解析・評価 ---------- 23
４．課 題 の 整 理 ---------- 35

第 3 章. 計画の基本方針

１．基　本　理　念 ---------- 36
２．緑 の 将 来 像 ---------- 36
３．基　本　方　針 ---------- 39
４．計画フレームの設定 ---------- 42
５．計画の目標水準の設定 ---------- 43

第 4 章. 緑の配置方針

１．系統別の緑の配置方針 ---------- 45
２．総合的な緑の配置方針 ---------- 53

第 5 章. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

１．施策の体系 ---------- 55
２．施策の展開 ---------- 56

目　　次

第 6 章. 都市公園などの整備・管理方針

１．社会情勢の変化に応じた都市公園の再配置 ---------- 79
２．官民連携による都市公園の魅力向上 ---------- 80
３．将来を見据えた適切な公園マネジメント ---------- 81

第 7 章. 計画の実現に向けて

１．協働体制づくりの推進 ---------- 83
２．制度の充実 ---------- 84
３．計画の推進と見直し ---------- 84

第１章　緑の基本計画について

１　緑の基本計画の必要性と改定の背景

２　計画の位置づけ

３　緑と緑地の定義

４　計画で期待する緑の効果・機能

1 緑の基本計画の必要性と改定の背景

1）緑の基本計画の必要性と改定の背景

緑の保全，創出，活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし，施策の総合的展開を図ることを目的とし，都市緑地法が改正（平成6年7月）され，『緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画』を定める制度が創設されました。

本市においても，緑の将来像を展望し，竹原らしい緑のまちづくりを総合的に推進することを目的として,『竹原市緑の基本計画』(平成16年3月）を策定しております。

しかしながら，地球環境に対する関心や，自然や緑とのふれあいを求める市民ニーズの変化，急激な少子高齢化の進展を踏まえたコンパクトな都市構造への転換，頻発する大規模災害，新型コロナウィルス感染拡大を契機とした都市公園やオープンスペースの価値の再認識など，本市の緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

また，近年は，第6次竹原市総合計画（平成31年3月），竹原市都市計画マスタープラン（平成28年11月），竹原市立地適正化計画（平成30年3月）など，本市のまちの姿や方向性を示す様々な計画の策定・改定が行われ，都市機能の在り方や土地利用の役割が大きく変化しています。

以上の緑を取り巻く情勢の変化を踏まえ，従来から進めてきた緑に関する取組の踏襲と新たな取組，各上位計画や関連計画との連携など，各種施策を総合的に進めていくため，このたび『竹原市緑の基本計画』の改定を行うものです。

上位・関連計画等の一覧

名称	策定年
竹原市公園施設長寿命化計画	平成 26 年 3 月
新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方検討会）	平成 28 年 5 月
第 3 次竹原市都市計画マスタープラン	平成 28 年 11 月
竹原市公共施設等総合管理計画	平成 29 年 3 月
竹原市立地適正化計画	平成 30 年 3 月
第 6 次竹原市総合計画	平成 31 年 3 月

２）緑地を取り巻く社会情勢の変化

(1)集約型都市構造への転換

人口減少下において，行政や医療・福祉，商業等生活に必要な各種のサービスを維持し，効率的に提供していくためには，各機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）することが不可欠とされています。

本市においても，平成30年3月に「竹原市立地適正化計画」を策定し，持続可能な都市構造の構築に取り組んでいます。この立地適正化計画では，一定のエリアに人口を維持する“居住誘導区域”と医療，福祉，子育て，商業といった生活サービス施設の立地を図りながら，市全体が持続するために必要な中枢的な拠点を形成するための“都市機能誘導区域”を定めています。居住誘導区域は将来の人口分布や公共交通の利便性等を勘案して，竹原地域，大乗地域，吉名地域，忠海地域に指定しており，それぞれの地域の拠点となる地区に都市機能誘導区域を指定しています。

これらの誘導区域内では，居住環境の向上，賑わい創出が重要となるため，既存ストックの活用・再編，民間開発との連携による緑とオープンスペースの量と質の確保等を図ることが求められています。一方，誘導区域外では，人口減少等により生じる空地等の緑地化やまとまった緑地の保全・配置，農と水・緑のネットワークによるゆとりある居住環境の形成を図ることが重要です。

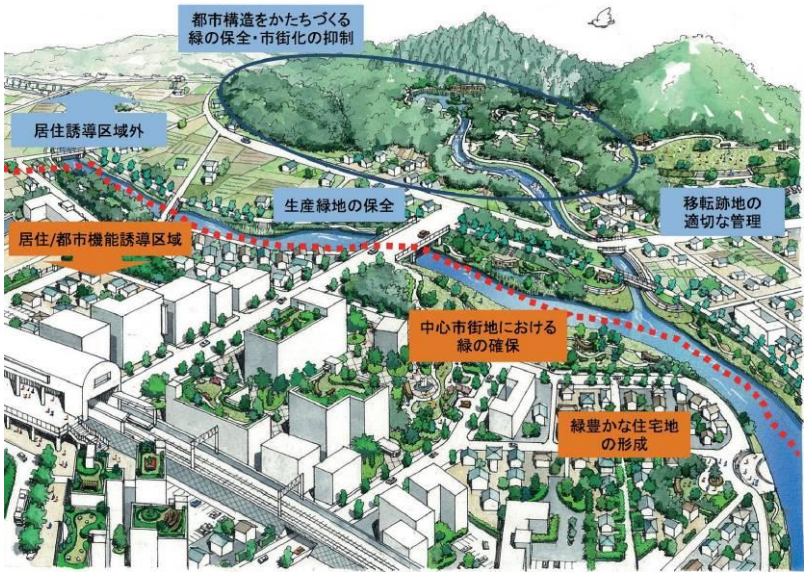

都市のコンパクト化と緑地のイメージ

出典：国土交通省

(2)頻発化する都市災害への対応

近年，時間雨量50㎜を超える雨が頻発するなど，雨の降り方が，局地化・集中化・激甚化しています。また，地震や津波については近い将来高い確率で南海トラフ巨大地震が発生すると言われており，ハード・ソフトの両面からの対策を進めていく必要があります。

本市においても，平成30年7月豪雨の際は多数の土砂崩れ，河川氾濫が発生しました。本市は市街地を取り囲むように丘陵地が分布しており，一度災害が発生すると甚大な被害となる恐れがあるため，今後も引き続き防災機能の強化を図る必要があります。

都市公園等には身近な避難場所や避難路としての役割や大雨を貯留する役割等があり，これらの施設の適正配置により，市街地のさらなる安全の向上を図ることが重要です。

みどりが支える防災機能のイメージ

出典：国土総合研究所

(3)新型コロナウイルス（COVID-19）への対応

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として，都市の集約化（コンパクト化）のメリットを生かしつつ，「三つの密」の回避，感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが求められています。

こうした中で，都市生活にゆとりや潤いをもたらす公園等のオープンスペースの価値が再認識されました。このため，感染拡大を防ぎつつ，公園，広場，緑地等のオープンスペースの充実を図るとともに，柔軟かつ多様な活用の推進が求められています。

新たな日常での公園の活用

出典：全国都市公園整備促進協議会

２ 計画の位置づけ

１）計画の位置づけ

上位計画である竹原市総合計画や竹原市都市計画マスタープランは，まちづくりの基本理念や将来の都市像，土地利用の方針や都市施設の整備方針等を明らかにしています。

緑の基本計画は，竹原市総合計画におけるまちづくりの基本目標等を受け，竹原市都市計画マスタープラン等との整合を図りつつ，緑の保全・創出及び緑化推進に関する取組への推進方策を明確にするものです。

図１－１ 諸計画における緑の基本計画の位置づけ

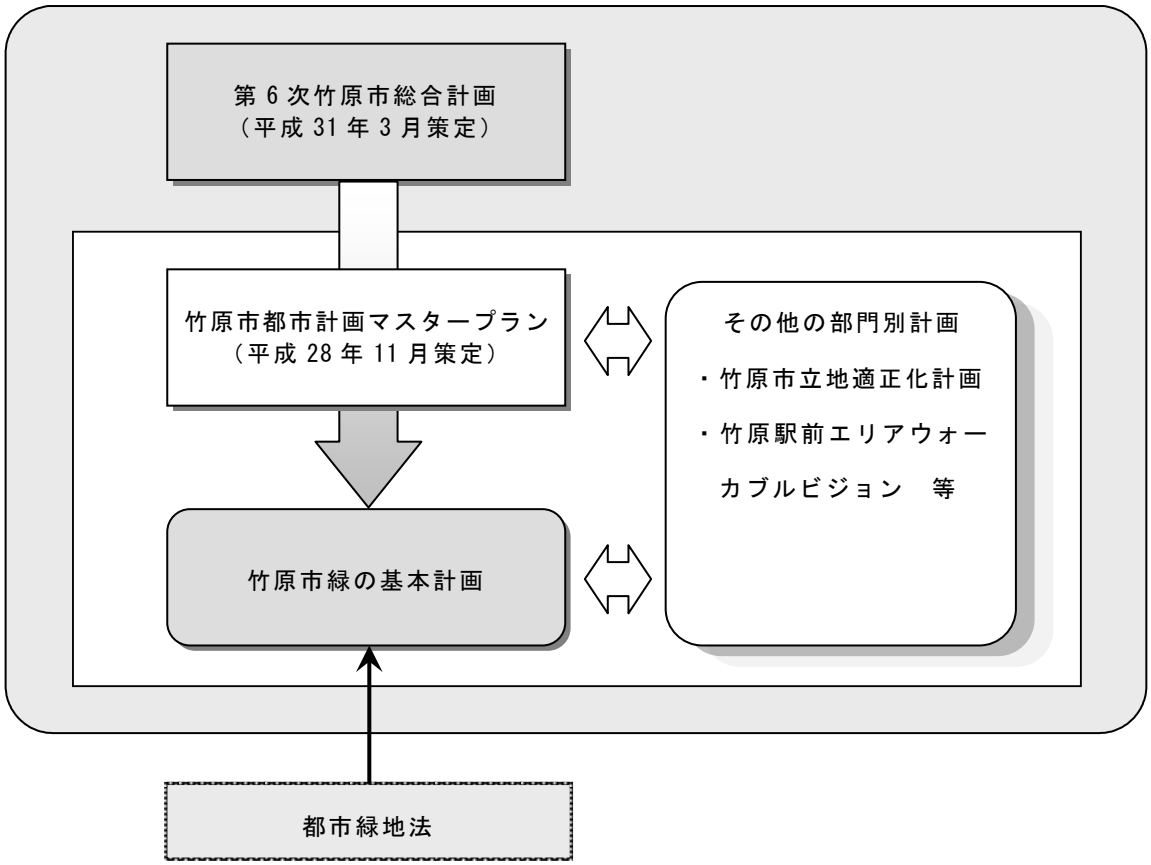

２）計画の対象区域

この計画の対象区域は，竹原都市計画区域とします。

３）計画の目標年次

本計画は，長期的な視点で都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施することを目的としているため，計画の目標年次は，前回計画と同様に概ね 15 年間，令和 17 年（2035 年）とします。

3 緑と緑地の定義

「緑」の対象は大変広範囲であり，樹林地だけでなく農地や河川などの水面も含み，多岐にわたっています。本計画での緑は，樹林地，農地，草地，水面・水辺地，公園などの緑地並びに公有地や民有地の植栽地などを指します。

また，本計画で対象とする緑地の種類は，次のとおりとします。

表１－１　緑地の種類

種類				内容
施設緑地	公共施設緑地	都市公園等	都市公園	• 都市公園法で規定するもの（次頁参照）
			その他の公園	• 都市公園を除く公共空地 • 開発行為による公園等で市に移管されたもの • 自転車歩行者専用道路 • 歩行者専用道路 • 地方公共団体が設置している市民農園 • 河川緑地等
		その他の公共施設の植栽地		• 学校グランドや植栽地 • 庁舎等の公共施設の植栽地 • 道路環境施設帯及び植樹帯
	民間施設緑地			• 市民緑地 • 公開空地 • 市民農園 • 社寺境内地 • 屋上緑化の空間 • 公開している私立教育施設や企業グランド（J-POWER グランド等） • ゴルフ場
地域制緑地	永続性のあるもの	法によるもの		• 緑地保全地域（都市緑地法） • 風致地区（都市計画法） • 自然公園（自然公園法） • 自然環境保全地域（自然環境保全法） • 河川区域（河川法） • 保安林区域（森林法） • 保存樹・保存樹林（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律） • 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法）
		条例等によるもの		• 県・市指定の名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財 • 市民と共に進める緑地の保全・管理（条例等により位置づけ）
	その他	法によるもの		• 保安林区域を除く地域森林計画対象民有林（森林法） • 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）(注)
		協定によるもの		• 緑地協定（都市緑地法）

注）計画量の対象としませんが，現存するものを緑地として認識

表１－２ 都市公園

種	別	目 的 及び 内 容
住区基幹公園	街区公園，近隣公園，地区公園	半径１ｋｍ程度の徒歩圏内に住む人々が利用する身近な公園です。 市内には新町公園，内堀公園，中央公園などがあります。
都市基幹公園	総合公園 運動公園	都市住民全般が，休養，散歩，遊戯，運動などに利用する公園です。 市内にはバンブー・ジョイ・ハイランド，的場公園があります。
大規模公園	広域公園等	複数の市町村に住む広範囲の住民が利用する公園です。 市内にはありません。
その 他		その他目的に応じて，歴史公園，風致公園，緩衝緑地，都市緑地，緑道，都市林，広場公園などがあります。 市内にはありません。

注）都市公園：都市計画施設，都市公園法の位置付けのある公園または緑地で，地方公共団体または国が設置するもの，及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地です。

主な公園の整備イメージ

街 区 公 園（内堀公園）

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で，誘致距離 250ｍの範囲内で１箇所当り面積 0.25ha を標準として配置

近 隣 公 園（中央公園）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で，1 近隣住区当り一箇所を誘致距離 500ｍの範囲内で，１箇所当り面積 2ha を標準として配置

地 区 公 園

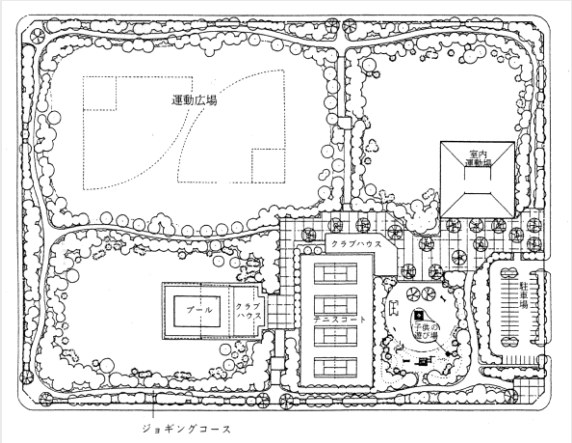

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で，誘致距離 1km の範囲内で，１地区（４近隣住区）当り１箇所，面積 4ha を標準として配置

総 合 公 園（バンブー・ジョイ・ハイランド）

都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で，都市規模に応じ，１箇所当り面積 10～50ha を標準として配置

４ 計画で期待する緑の効果・機能

「緑」の果たす役割は多種多様ですが，存在効果と利用効果とに大別することができます。存在効果は，「緑」がそこに存在することによって生じるもので，環境保全，都市景観構成，災害防止等の機能があります。利用効果は，「緑」を直接人々が利用することによって生じるもので，レクリエーション，生産等の機能があります。これらの緑の効果・機能を整理したものが表１－3です。

本計画では，緑の４つの機能（環境保全機能・景観構成機能・防災機能・レクリエーション機能）に着目し，それぞれが補い合い，相乗効果を生むように，守り・創り・育む緑としていくことを基本とします。

表１－３ 「緑」の効果・機能

効果	機能	役割	内容
存在効果	環境保全機能	地域生態系の保全	多様な生物の生息・育成場所，干潟等による自然浄化，地下水の涵養など
		都市環境の調節・保護	水分の蒸発作用等による気温・温度緩和効果，二酸化炭素の吸収，硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質の浄化
		史跡・文化財等の保存	文化資産の保護や歴史風土を次代に継承
		都市形態の調整	市街地や都市の発展形態の規制，都市における緑の骨格の形成
	景観構成機能	街の景観形成	地域を特徴づける街路樹，公園・緑地及び建物周辺緑地など潤いのある市街地空間を形成
		自然の景観形成	都市のシンボルとなっている山林，河川及び瀬戸内海など特徴的な都市景観を形成
	防災機能	災害の防止	土砂崩壊の防止など自然災害の危険防止，火災の延焼や騒音の防止等人為災害の危険防止
利用効果		避難収容	災害時における避難地・避難路並びに災害救助活動の拠点の場など
	レクリエーション機能	動的レクリエーション	多様化する屋外レクリエーションや遊戯，スポーツ・レクリエーション活動などの場
		静的レクリエーション	自然とのふれあいを通じてストレスを軽減すると共に，休養・散策・観察などの場 まちなかにおける都市生活にゆとりや潤いをもたらす憩いの場
	生産機能	食物の生産	市街地周辺に広がる農地などは貴重な食料生産の場
		樹木の生産	市街地の後背地に広がる森林は樹木の生産の場であり，森林資源を循環的に利用することが必要

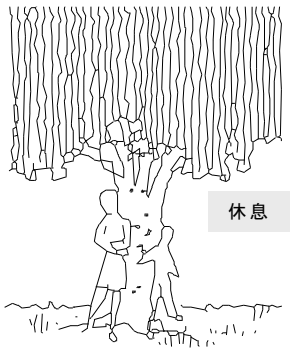

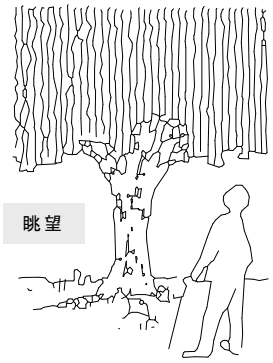

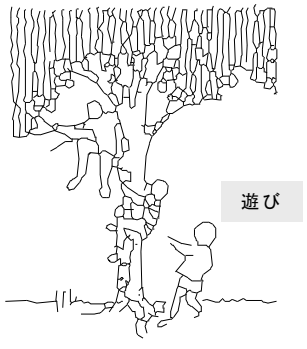

：本計画で期待されている効果・機能

第２章　竹原市の緑の概況

１ 自 然 的 条 件

２ 緑地現況・緑化状況

３ 緑の４つの機能による解析・評価

４ 課 題 の 整 理

１ 自 然 的 条 件

１）気象状況

本市は，温暖寡雨の瀬戸内海型気候に属しています。

平成7年（1995年）以降の約20年間における年間降水量，平均気温の変化を整理したものが右図です。年間降水量は，約800㎜～約1,600㎜の間で増減を繰り返しており，過去10年間の年間平均降水量は1273.1㎜となっています。また，平均気温は，他都市同様，温暖化の傾向がみられ，近年の10年間の年間平均気温は15.5℃となっています。

図２－１ 竹原市の気象概況 （広島地方気象台）

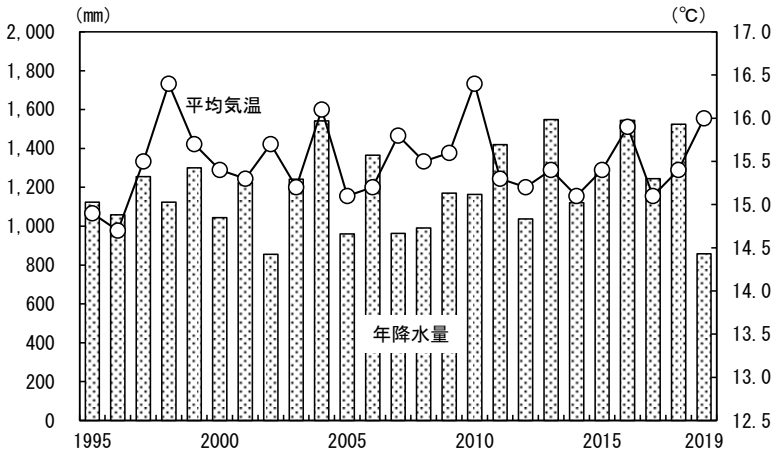

２）地　形

本市の地形は,山地が北部から海岸線まで迫っており,平坦部は山地により吉名地域，竹原地域，大乗地域，忠海地域及び北部地域の大きく５地域に区分されています。

北部の主要な山岳としては，西から東方面に白鳥山，馬ヶ背，畠山などの山々，中央部は洞山，包山，立掛山などの山々が挙げられ，これらを淵として谷間が形成されています。谷間の中央部には賀茂川が東進しながら，城山付近で流れが南に大きく曲がって瀬戸内海に注いでおり，河川周辺の平坦部は集落地や農地等として利用されています。

南部の海沿いの平坦部は，賀茂川等の河川により形成された三角州と，干拓埋め立てにより大小４つの地域からなり，市街地や農地等として利用されています。

３）土　壌 ［土地分類基本調査（1985年）より］

本市の土壌は，地形と同様，北部と南部とではその構成が大きく異なっています。

北部の山地部は，乾性褐色森林土壌（黄褐系）を中心としているのに対し，南部は粗粒残積性未熟土壌や残積性未熟土壌が多く，これらは概して樹木の生育には適していません。なお，樹木の生育に比較的適している褐色森林土壌等は，洞山の北斜面に分布しています。

また，北部の賀茂川を中心とする平坦部は，中粗粒灰色低地土壌，礫質灰色低地土壌及び中粗粒強グライ土壌が中心ですが，沿岸部は中粗粒強グライ土壌や中粗粒褐色低地土壌が一部に見られるものの，未区分地が多くなっています。

図２－２ 地形図 ［土地分類基本調査（1983年）より］

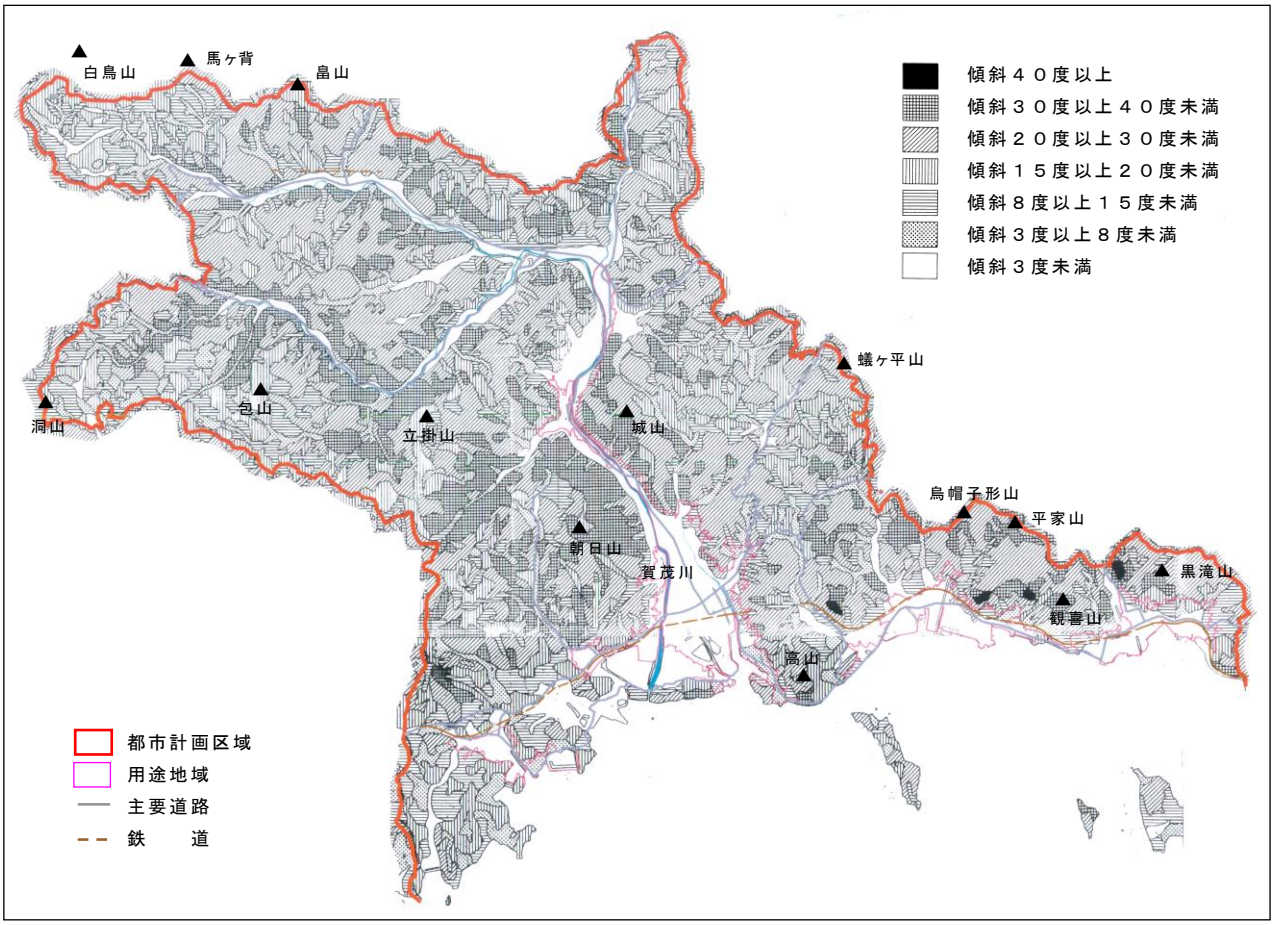

４） 緑の量の状況

樹木や草等の植物で覆われている土地，田畑等の農地，水面・水辺地，並びに公共施設や民有地の植栽地などの緑の量は，都市計画区域11,830haに対し10,378haと９割近くを占め，緑豊かな市域となっています。

都市計画区域の緑の種別では，樹林地が最も多く，中でもコバノミツバツツジーアカマツ群落やコナラ群落等の代償植生が樹林地の大半を占め，北部から南部の海岸にかけて広範囲に分布しています。自然林は，アラカシ群落が僅かに寺山や下賀茂神社周辺に分布しているだけです。次に多くを占めている農地は，賀茂川周辺や市街地内外にかけての平坦部に水田や果樹園がみられ，市街地周辺の緩斜面地に畑・果樹園が分布しています。

用途地域内の状況をみると，２割弱が緑で覆われており，

コバノミツバツツジ：高さ数メートルになる落葉の低木。西日本のアカマツ林など，明るい二次林に生育しています。

コナラ：落葉性の高木で，二次林を構成する代表的な樹種です。

その半数強が農地，次に樹林地となっています。豊富な緑が身近に残存していることは，これらの緑を活用し，ゆとりある宅地規模の確保並びに菜園付き住宅等により，緑豊かな都市づくりへの可能性を有しています。

アラカシ：ブナ科コナラ属でドングリをつくる仲間で，里山などによく生える雌雄同株の常緑高木です。神社などでは，しばしば大木が見られます。

図２－３ 用途地域・都市計画区域における緑被地の状況

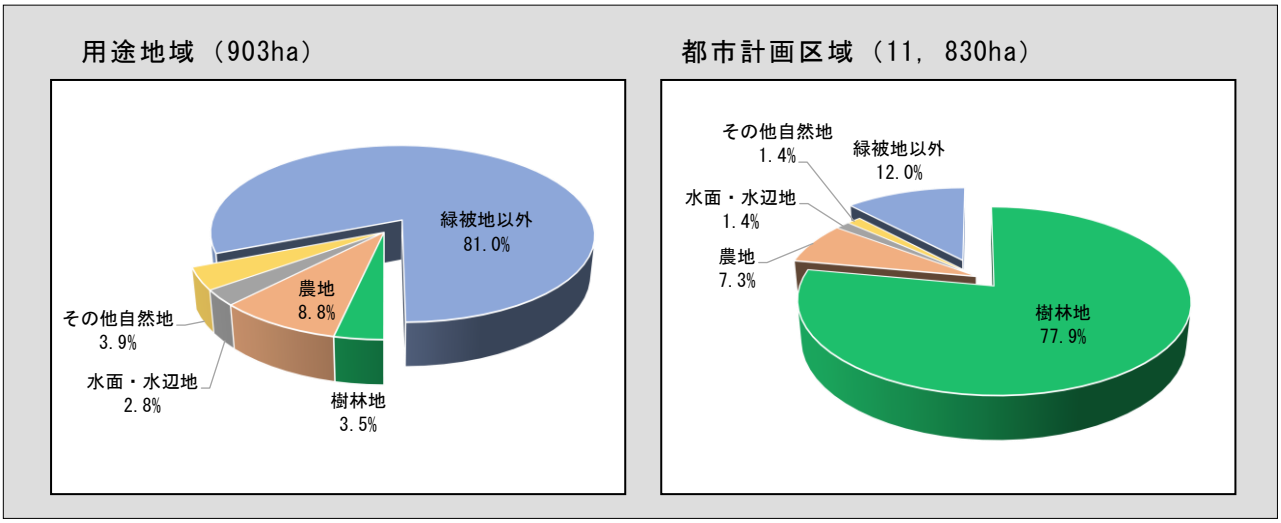

注）樹林地は都市計画基礎調査・地形図・航空写真等を参考に緑の現況図を作成

５）自 然 特 性

市域の三方を山林で囲まれ，河川や海岸など水辺に恵まれている本市は，ほ乳類や鳥類などの野生動物相が豊富です。このような生物の生息の確保を図るため，生息空間（ビオトープ）の保全・育成やネットワークの確立等が望まれています。

また，特性ある自然環境としては，「特定植物群落」に指定される貴重な植物をはじめ，それらを含む社寺境内林，良好な自然景観（山地景観）や干潟，巨樹・巨木等，賀茂川の良好な水辺地，さらにはイベントやレクリエーション活動の場となる文化的意義を有する緑地等が挙げられます。

これらは良好な都市環境を創り上げていくうえで大変重要であり，積極的に保全を図る必要があります。

自然環境保全基礎調査（環境省）の景観資源調査等を基本とする，主な動物相や自然特性の状況は，次のとおりです。

□　ほ乳類・は虫類・鳥類

ほ乳類の生息分布は，山地部の拡がりに対応して広い範囲に及んでいます。主なほ乳類としては，ニホンジカが確認されているほか，ニホンイノシシ，ニホンザル，イタチやキツネ等が生息し，他にも多く動物の生息が確認されています。

両生類・は虫類としては，アオダイショウ，イモリ，ヒキガエルやウシガエルが賀茂川水系や湖沼等において生息が確認されています。

鳥類の生息分布は，河川や沿岸等の水辺，水田及び山地部があげられ，賀茂川を中心とする河川等の草地，河口部の干潟等にカワセミ，コサギ・カモ等の水鳥が生息し，その他数多くの鳥類の生息が確認されています。

□　昆虫類

昆虫類は，クマゼミ等のセミ類，キアゲハ等のチョウ類，ギンヤンマ等のトンボ類やカブトムシなどが，河川沿いや山地部に多くの生息が確認されています。また，賀茂川周辺においては，環境省が選定している指標昆虫類であるゲンジボタル・タガメ・ハッチョウトンボが確認されています。一方，市街地においては，賀茂川の一部で親水空間などの環境共生型の都市環境づくりなどにより，動植物との共生を進めていますが，絶滅の危機に立たされている種や，乱獲等によって減少が心配されるものがあります。

□　魚　類（淡水魚）

淡水魚は，良好な自然環境が確保されている賀茂川水系の中流から上流にかけて多く生息しており，カワヨシノボリ，アユ，カワムツ，ギンブナ，ドジョウなどが確認されています。

カワヨシノボリ：ハゼ科の淡水魚で，全長 6～7cm。河川の中流から上流にかけてすみ，れき底に好んで棲む。

□　特定植物群落

原生林，湿原等貴重な植物群落である「特定植物群落」に指定されているのは，忠海八幡神社の社叢（シイ・カシ萌芽林），忠海黒滝山のアカマツ群落，忠海のウバメガシ樹叢となっています。

□　干　潟

自然環境保全基礎調査景観資源調査による干潟の項目では，市域において吉名地区曽井，同宗越，竹原地区ハチ岩，同的場が指定され，干潟のタイプとしてはハチ岩が河口，その他は前浜となっています。これらの干潟には，たくさんの生物が住んでいますが，開発等による規模の減少並びに植物や動物の種類の減少が進んでいます。

賀茂川河口部からハチ岩に繋がる干潟

□　湿　地

湿地については，吉名町平方（潟湖干潟），賀茂川河口（河口干潟）及び松子山湿原（湧水湿地/沼沢地）の分布が確認されています。湿地には，多くの生物が生息しており，それを餌にする鳥，その鳥を捕食する動物たちがやってきますが，干潟同様，人間の生活の影響を強く受けており，これらの保護・育成が求められています。

□　藻　場

藻場については，吉名から忠海にかけての海岸部，阿波島及び大・小久野島周辺の18箇所，面積175haの分布が確認されています。これらは，瀬戸内海の代表的なものである「アマモ場」と「ガラモ場」中心で，産卵や稚魚の成育の場として重要な役割を担っていますが，開発の進展や水域の汚染とともに区域の減少（特にアマモ場）が報告されています。

□　巨樹・巨木林

巨樹・巨木については，忠海八幡神社のクスノキ，竹原照蓮寺のイチョウ，賀茂神社のスギ・イチョウなど，沿岸部及び賀茂川周辺の社寺境内に多く分布しており，天然記念物として指定されているものもあります。

□　自然景観資源

自然環境保全基礎調査（景観資源調査）による自然景観資源の項目としては，瀬戸内海自然公園の特別地域に指定されている黒滝山が位置づけられています。

図２－４．自然特性分布図

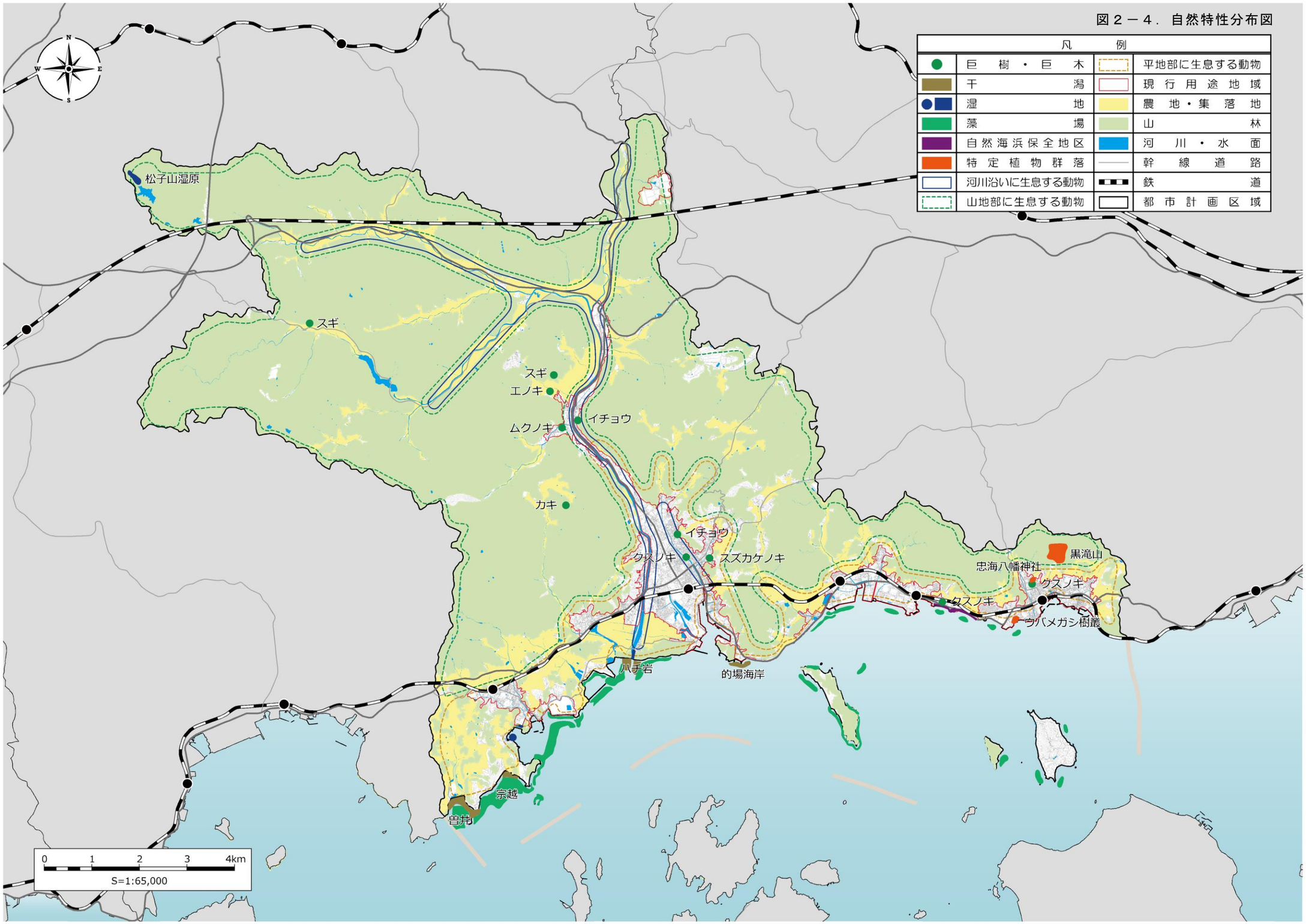
凡例
巨樹・巨木
干潟
湿地
藻場
自然海浜保全地区
特定植物群落
河川沿いに生息する動物
山地部に生息する動物
平地部に生息する動物
現行用途地域
農地・集落地
山林
河川・水面
幹線道路
鉄道
都市計画区域
松子山湿原
スギ
スギ
エノキ
ムクノキ
イチョウ
カキ
イチョウ
クスノキ
スズカケノキ
黒滝山
忠海八幡神社
クスノキ
クスノキ
ウバメガシ樹叢
八千岩
的場海岸
宗越
曽井
0 1 2 3 4km
S=1:65,000

2 緑地現況・緑化状況

本市の緑を緑地や緑被地の現状から把握します。

「緑地」は，都市公園などの施設緑地や土地利用規制などで指定された地域制緑地の区域に分けられます。

また，「緑被地」とは，植物などで被われた土地をいい，本計画で対象とする緑被地は河川や公園・広場などとし，水面や裸地の土地は含みません。

■緑地の範囲

・都市公園などの施設緑地や土地利用規制などで指定された地域制緑地の区域の土地で、下図の青線で囲まれた部分

■緑被地の範囲

・植物や水面などの緑で被われた土地の範囲で、下図の赤線で囲まれた部分

１）緑地現況

緑地は，先の「緑地と緑被地の定義」で整理したように，施設緑地と地域制緑地があります。

(1)施 設 緑 地

施設緑地としては,都市公園,公共空地や河川緑地及び開発公園などのその他の公園,並びに公共施設の植栽地や民間施設緑地があります。

都市公園は，令和2年3月末現在，16箇所50.19ha整備しており，平成27年都市計画区域人口26,426人（国勢調査）で，1人当たり面積は18.99㎡となっています。これらのうち,用途地域内に整備しているものは15箇所の5.88haで,同年用途地域人口1人当たり面積は2.76㎡となっています。

都市公園に類似するその他の公園は，公営住宅等に併設されている公園などの公共空地及び開発行為に伴い整備された公園，さらには，近年の自然や緑とのふれあいを求める市民ニーズの高まりを受け，国道185号の休憩スポットとなるエデンの海，賀茂川には親水空間等を整備しています。これらの都市公園以外の公園は38箇所5.32ha整備されており，同年都市計画区域人口1人当たり面積は2.01㎡（用途地域内に整備されているものに対しては，人口1人当たり面積0.84㎡）となっています。

都市公園等（都市公園・開発公園・その他の公園）は，都市計画区域全体に占める割合は0.5%程度と低いものの,身近で誰もが利用できる緑地として重要な役割を有しています。また，都市公園等の都市計画区域人口１人当たりの整備面積は21.01㎡となっており，緑の政策大綱の確保目標量である概ね20㎡以上に達しています。

前計画で整備すべき緑地の目標として住区基幹公園は住民一人あたり2.49㎡と設定していたのに対し，令和2年3月末現在では2.25㎡と少し整備が遅れています（表２－１参照)。

一方，人口減少・少子高齢化の進展や住民ニーズの多様化，集約型都市構造への転換等の社会経済情勢の変化に伴い，気軽に訪れられる交流空間や良好な都市環境に資するもの，高齢者を含めた幅広い需要に対応する施設整備など，地域の需要に対応した公園の再整備・適正配置が求められています。

民間施設緑地としては,三井グランドやJ-POWER関連施設(グランドやふれあい公園),永続性のある植栽地となっているゴルフ場が挙げられます。

表２－１ 都市公園・その他の公園の状況　　（令和2年3月末現在）

種類＼区分		計画 箇所	計画 面積（ha）	計画 1人当たり面積（㎡/人）	供用 箇所	供用 面積（ha）	供用 1人当たり面積（㎡/人）	供用率 箇所（%）	供用率 面積（%）
都市公園等	街区公園	13	2.77	1.30	12	2.49	1.17	92.3	89.9
	近隣公園	2	2.30	1.08	2	2.30	1.08	100.0	100.0
	地区公園	－	－	－	－	－	－	－	－
	住区基幹公園	15 (15)	5.07 (5.07)	2.38 (2.38)	14 (14)	4.79 (4.79)	2.25 (2.25)	93.3	94.5
	総合公園	2	50.40	19.07	2	45.40	17.18	100.0	90.1
	運動公園	－	－	－	－	－	－	－	－
	都市基幹公園	2 (1)	50.40 (4.56)	19.07 (2.14)	2 (1)	45.40 (1.09)	17.18 (0.51)	100.0	90.1 (23.9)
	特殊公園	－	－	－	－	－	－	－	－
	広域公園	－	－	－	－	－	－	－	－
	都市公園	17 (16)	55.47 (9.63)	20.99 (4.51)	16 (15)	50.19 (5.88)	18.99 (2.76)	94.1 (93.8)	90.5 (61.1)
	開発公園	15 (11)	1.06 (0.97)	0.40 (0.45)	13 (9)	1.06 (0.97)	0.40 (0.45)	86.7 (81.8)	100.0
	その他の公園	25 (17)	4.26 (0.83)	1.61 (0.39)	25 (17)	4.26 (0.83)	1.61 (0.39)	100.0	100.0
	都市公園等	57 (44)	60.79 (11.43)	23.01 (5.36)	54 (41)	55.51 (7.68)	21.01 (3.60)	94.7 (93.2)	91.3 (67.2)
公共施設緑地	小学校グランド	12 (8)	8.94 (7.34)	3.38 (3.44)	12 (8)	8.94 (7.34)	3.38 (3.44)	100.0	100.0
	中学校グランド	4 (4)	7.21 (7.21)	2.73 (3.38)	4 (4)	7.21 (7.21)	2.73 (3.38)	100.0	100.0
	公共施設緑地	16 (12)	16.15 (14.55)	6.11 (6.82)	16 (12)	16.15 (14.55)	6.11 (6.82)	100.0	100.0
民間施設緑地	ゴルフ場	2	275.89	104.40	2	275.89	104.40	100.0	100.0
	企業施設	3 (3)	7.49 (7.49)	2.83 (3.51)	3 (3)	7.49 (7.49)	2.83 (3.51)	100.0	100.0
	民間施設緑地	5 (3)	283.38 (7.49)	107.24 (3.51)	5 (3)	283.38 (7.49)	107.24 (3.51)	100.0	100.0
合計		78 (60)	360.32 (33.47)	136.35 (15.69)	75 (56)	355.04 (29.72)	134.35 (13.94)	96.2 (95.0)	98.6 (88.2)

注）小学校は旧小学校グランドを含む，義務教育学校グランドは中学校グランドに含む
1人当たり面積：住区基幹公園は21,329人（平成27年），それ以外は総人口26,426人（同）に対する面積
開発公園：住宅団地開発等により整備された公園で，都市計画決定されている公園ではないものを記入
（ ）：用途地域内個所数･同面積・同１人当たり面積

- 都市計画区域における１人当たり都市公園等の整備面積：21.01㎡
  （55.51ha×10,000÷26,426人＝21.01㎡／人）
- 用途地域における１人当たり都市公園等の整備面積：3.60㎡
  （7.68ha×10,000÷21,329人＝3.60㎡／人）
- 人口集中地区における１人当たり都市公園等の整備面積：4.15㎡〔参考値〕
  （2.72ha×10,000÷6,555人＝4.15㎡／人）

(2)地 域 制 緑 地

地域制緑地とは，一定の土地の区域に対して，法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地のことです。本市では，地域森林計画対象民有林などの樹林地，河川区域や農用地区域など，都市計画区域において8,430haが指定されています。これらの緑地の中でも，緑地量の大部分を占める樹林地は，地域環境や都市景観に大きく寄与している貴重な緑地となっています。

なお，風致地区，国有林，自然公園地域の特別地域及び保安林や河川区域など永続性のある地域制緑地は3,745haで，地域制緑地の44％を占めています。

法 に よ る も の（令和２年３月末現在）

□ 風致地区（都市計画法）

風致地区は，都市の美観風致を図るため寺山・鎮海山・的場・南島風致地区の４箇所の計83.74haを指定し，町並み保全地区及びその周辺の町並みを含む斜面緑地，竹原港並びにその周辺の田園風景と一体となる山並みを保全しています。

□ 河川区域（河川法）

河川の土地及び地形，草木の生茂状況の管理を行う必要がある区域として，２級河川である賀茂川や本川の河川45.5ha及び準用河川城川が指定されています。

□ 地域森林計画対象民有林（森林法）

本市の森林面積は，竹原市森林整備計画において8,024haとされており，市域面積の68％を占め，内訳としては国有林356ha，公有林1,175ha，私有林6,493ha となっています。

森林のもつ公益的機能の高度発揮と，森林資源の計画的な造成を図るため，都市計画区域で地域森林計画対象民有林として指定されています。国有林や地域森林系計画対象民有林のうち保安林は3,017haが指定されおり,その殆どが土砂流出防備保安林となっています。また，僅かですが，保健保安林，土砂崩壊防備保安林や魚つき保安林があります。

□ 自然公園地域・特別地域（自然公園法）

自然公園地域は，わが国でも比類のない多島海景観美を誇る地域として瀬戸内海国立公園が市域内の海域等を対象に指定され，特に景観の優れた地域である特別地域としては，黒滝山及び大久野島等の島々が指定されています。これらは，わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地であり，将来へ残していくものとして積極的に保全されています。

□ 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法）

本市には歴史的・文化的価値が高く，文化財に指定されるものが各地にみられ，国，県，市の指定を受けているものは15ヶ所あります。このほか，阿波島周辺のスナメリクジラ廻游海面，社叢（しゃそう）や古墳群などが市街地及びその周辺に分布しており，周辺の緑地と一体的な保全が必要とされています。

□ 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して，総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として，農業振興地域は10,386haが指定することを相当とされています。また，農業振興地域において，将来とも農用地等として利用すべき土地の区域として，農用地区域723haが指定することを相当とされています。

図２－５．緑地の現況図

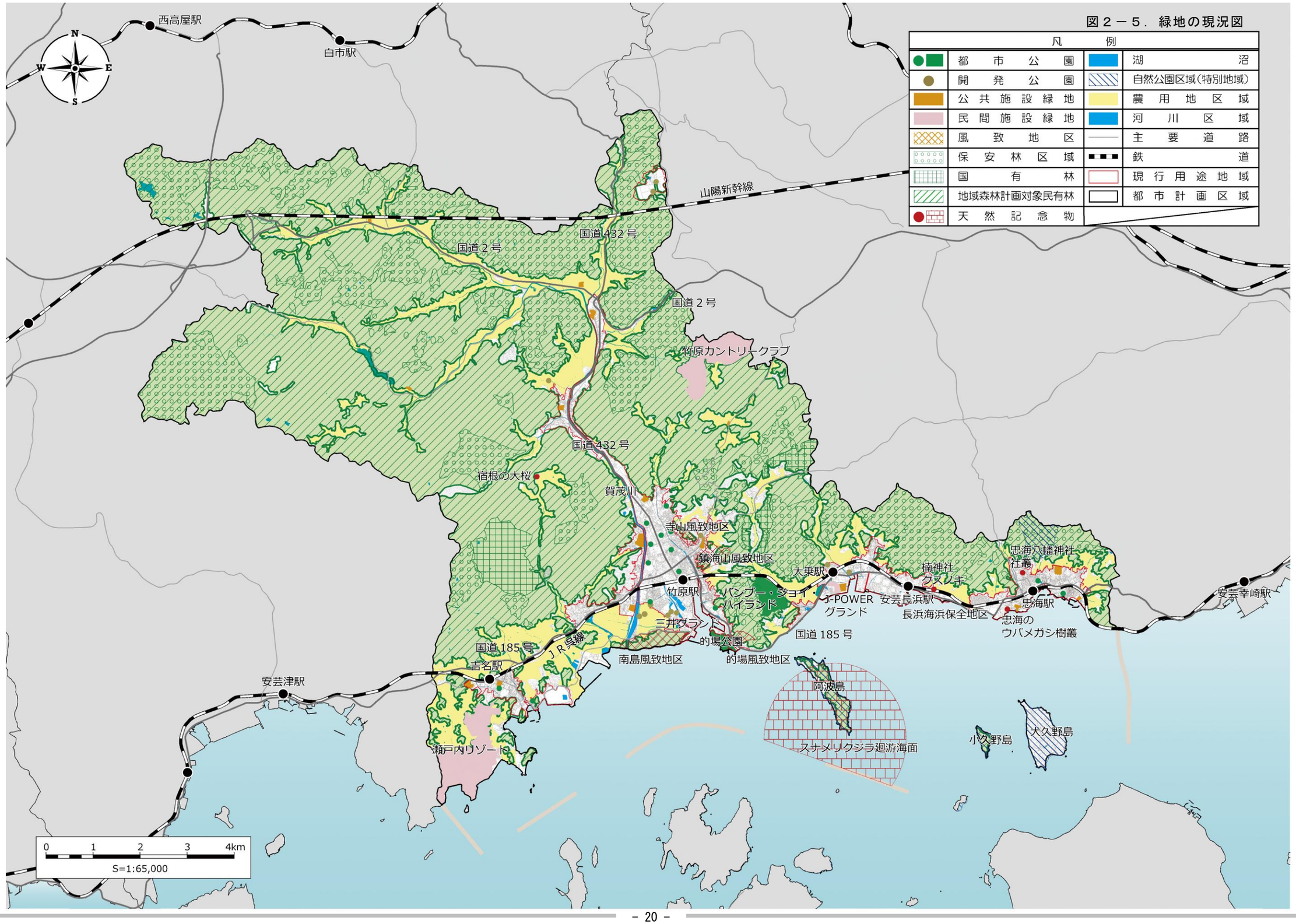
凡例
都市公園
開発公園
公共施設緑地
民間施設緑地
風致地区
保安林区域
国有林
地域森林計画対象民有林
天然記念物
湖沼
自然公園区域(特別地域)
農用地区域
河川区域
主要道路
鉄道
現行用途地域
都市計画区域
N
W
E
S
西高屋駅
白市駅
山陽新幹線
国道 432 号
国道 2 号
国道 2 号
竹原カントリークラブ
国道 432 号
宿根の大桜
賀茂川
寺山風致地区
鎮海山風致地区
大乗駅
竹原駅
バンブー・ジョイ・ハイランド
J-POWER グランド
安芸長浜駅
長浜海浜保全地区
忠海八幡神社社叢
忠海駅
忠海のウバメガシ樹叢
安芸幸崎駅
三井グランド
的場公園
的場風致地区
国道 185 号
国道 185 号
JR呉線
吉名駅
南島風致地区
安芸津駅
阿波島
スナメリクジラ廻游海面
瀬戸内リゾート
小久野島
大久野島
0 1 2 3 4km
S=1:65,000

２）緑 化 状 況

(1)公園・緑地

公園・緑地の緑化状況をみると，都市公園等は54箇所，55.51haを開設（令和２年３月末現在）しており，その内，緑化面積は41.36ha（緑化面積率：74.51％）と前計画の緑化面積率の目標値68.9％を上回っています。

公園種別でみると，街区公園は，目標の緑化面積率を下回っているものが見られ，それらへの芝生化事業の推進など必要とされています。地域のシンボル的スペースである近隣公園や総合公園は,本市の自然特性を活かした特徴的な公園として整備され，緑化面積率は概ね目標を上回っています。

(2)道　路

道路の緑化状況をみると，都市の軸を形成する主要道路として位置づけられる国道185号や国道432号の中心部では，本市のシンボルとなっている竹を街路樹として整備しています。しかしながら，県道や市道は，概して幅員が狭く，歩道が確保されていないものも多いことから，緑化されているものも少ない状況です。

市街地の県道や市道をみると，買物公園として整備した「あいふる316」は，全区間において緑量感のある道路となっています。また，国道432号と接続する一般県道竹原港線や主要地方道三原竹原線は，歩道を確保するとともに竹の植栽による特徴的な緑化が進められています。

(3)河　川

河川の緑化状況をみると，都市の骨格を形成する賀茂川は自然度が高く，水辺等には多くの自然植物が分布しており，河川敷は河川緑地として整備されている地区も見られるものの，堤防敷等の緑化可能なスペースはあまり多くは残されていません。また，その他の代表的な河川である本川や城川（準用河川）は，殆どがコンクリートの護岸整備となっています。なお，本川の河口部には，往時をしのばせる雁木が残されており，これらを活用した潤いのある親水空間の育成が望まれています。

(4)その他の公共公益施設

本市及び県等が所有・管理する公共公益施設は，地域住民への良好な緑を提供する場として，また，都市の緑化を推進する上で施設緑化の先導的役割となるために，積極的な緑化・整備が必要とされています。

市街地中心部の商業地及びその周辺地域に立地する公共公益施設は，土地の高度利用が求められることから，オープンスペースの確保量が減少し，それに伴い緑化率も低い状況にあります。オープンスペースは駐車場等としての利用が中心で，緑化可能なスペースは，敷地周辺及び建物や駐車場の周辺と限られています。このことから，市街地中心部の施設については，接道緑化及び壁面緑化や駐車場周りの緑の量的・質的向上を積極的に促進していくことが求められています。

3 緑の４つの機能による解析・評価

先の「計画で期待する緑の効果・機能」（頁8参照）で整理した，都市において特に発揮することが期待されている機能は，環境保全，レクリエーション，防災及び景観構成の４つと考えられています。

本計画では，各機能が相互に補完しあう緑の配置や育成が必要であると考え，この４つの系統毎の緑を抽出する評価の視点を設定し，各々に該当している緑を整理します。

１）環 境 保 全 系 統

地球環境問題への関心の高まりの中で，都市生態系の核となるビオトープ（生物生息空間）としての保全・整備，潤いのある都市形成，優れた自然環境や歴史資源の保護・育成など，自然との共生や環境への負荷の低減に資するような緑が着目されています。

本市は，賀茂川を中心として市街地や集落地が形成され，その周辺には自然緑地が分布しています。市街地内には優れた歴史風土を有している緑地や，市のシンボルである竹を使った特徴的な街路樹などが整備されており，緑豊かな都市となっています。これらの緑は，環境保全上重要な役割を担っており，次表に示す考え方からそれぞれの緑を抽出します。

表２－２ 環境保全系統の評価の考え方

評価項目	評価の考え方		該当する緑
都市の骨格を形成する緑	都市の骨格を形成する緑	山系（尾根筋），水系（河川・海岸線），大規模な湖沼及びそれらと一体となる緑	• 行政区域沿いの尾根筋や地域を分断する山系と一体となる緑 • 海岸部及び根幹的な河川である賀茂川
	市街地の形態を構成する緑	市街地を形成する緑（特に市街地に近接し，開発可能で良好な自然的環境を有する緑の保全が必要なものなど）	• 市街地に隣接・近接する斜面緑地（特に市街地に近接する裾野付近の自然緑地及び的場公園等の自然環境良好な島状緑地）
地域の生態系を保全する緑	優れた自然環境及び野生動物等の生息空間となっている緑		• 市街地内外の地域森林計画対象民有林や市街地内の島状緑地 • 賀茂川等の河川や河川と一体となる緑 • 海岸部や河口部並びに湖沼 • 市街地周辺に拡がる田園緑地や斜面農地
市街地の快適な生活環境を支えている緑	市街地における公園や島状緑地，水辺地と一体化した緑，歩行者空間の軸と一体化した緑		• 風致地区，都市公園や島状緑地 • 河川緑地や河川沿いの歩行者空間等 • 街路樹及び公共施設や民有地等の植栽地
歴史的・文化的意義を有する緑	文化財や学術上価値の高い文化的要素を有している緑及びそれらと一体となる緑		• 街道沿い等の文化財等と一体となる緑 • 自然度の高い植物群落や特定植物群落，木村城跡等の史跡・名勝・天然記念物と一体となる緑 • 埋蔵文化財・社叢（しゃそう）・鎮守の森等と一体となる緑

(1) 都市の骨格を形成する緑

本市の地形は，瀬戸内海に注ぐ賀茂川等の河口部周辺の市街地や農地，北部の谷沿いの平坦地とこれを取り囲む形で連なる丘陵地から成っており，これらの海岸部や河川並びに山系が都市の骨格を形成しています。

これらのうち，市街地と一体となる自然地域を構成している緑地は，竹原特有のものと位置づけられますが，開発や災害等により自然的環境が失われつつあります。

(2) 地域生態系を保全する緑

賀茂川や海岸線並びに市街地背後の丘陵地には，自然海岸，巨樹・巨木や自然林が残存するなど優れた自然資源が分布する他，貴重な動物種をはじめとして野生生物相が豊富に見られます。

野生生物の生息地となっている面的・線的な緑地空間が，市街地周辺部に広がっているが，開発等により良好な水辺や農地等の野生生物の生息に適した地区が徐々に減少しています。また，災害等による自然緑地の減少や市街地周辺の耕作放棄地の増加等により，市街地と周辺部の面的・線的な生物生息空間とのつながりが弱くなってきています。

(3) 市街地の快適な生活環境を支えている緑

町並み保存地区等を中心として指定されている風致地区,的場公園などの都市公園,賀茂川や国道等の街路樹などの線的なつながりを形成している市街地内の緑地は，心に安らぎをもたらし，市街地に彩りを添え季節感を醸成するなど，快適な生活環境を支えるために貴重な役割を果たしています。しかしながら，これらの緑地は市街地の一部の地区にとどまっていることから，緑地の連続性も充分とはいえない状況にあります。

また，緑化が見られる公共施設や事業所，屋敷林を有する民家等では，潤いのある市街地環境が形成されている一方で，ミニ開発の進展等により農地等の自然環境が損なわれ，緑の少ない市街地が形成されている地区もみられます。

(4) 歴史的・文化的意義を有する緑

「江戸時代後期の町並み」が町人文化を偲ばせる町並み保存地区，さらに時代を遡る横大道古墳群等の数多くの古墳群や木村城跡などの歴史的・文化的資源が各地に分布し，緑豊かな自然と呼応しながら独特の雰囲気を作り出しています。しかし一方では，都市化の進展や維持管理の負担の増大に伴い，歴史的景観に調和した緑が失われつつあります。

また，各地に点在する文化的資産と，それに結びついた緑地が一体的に残存しているものの，市街化の進行とともに減少し，姿形が次第に変化してきています。

図２－６．環境保全系統として評価される緑

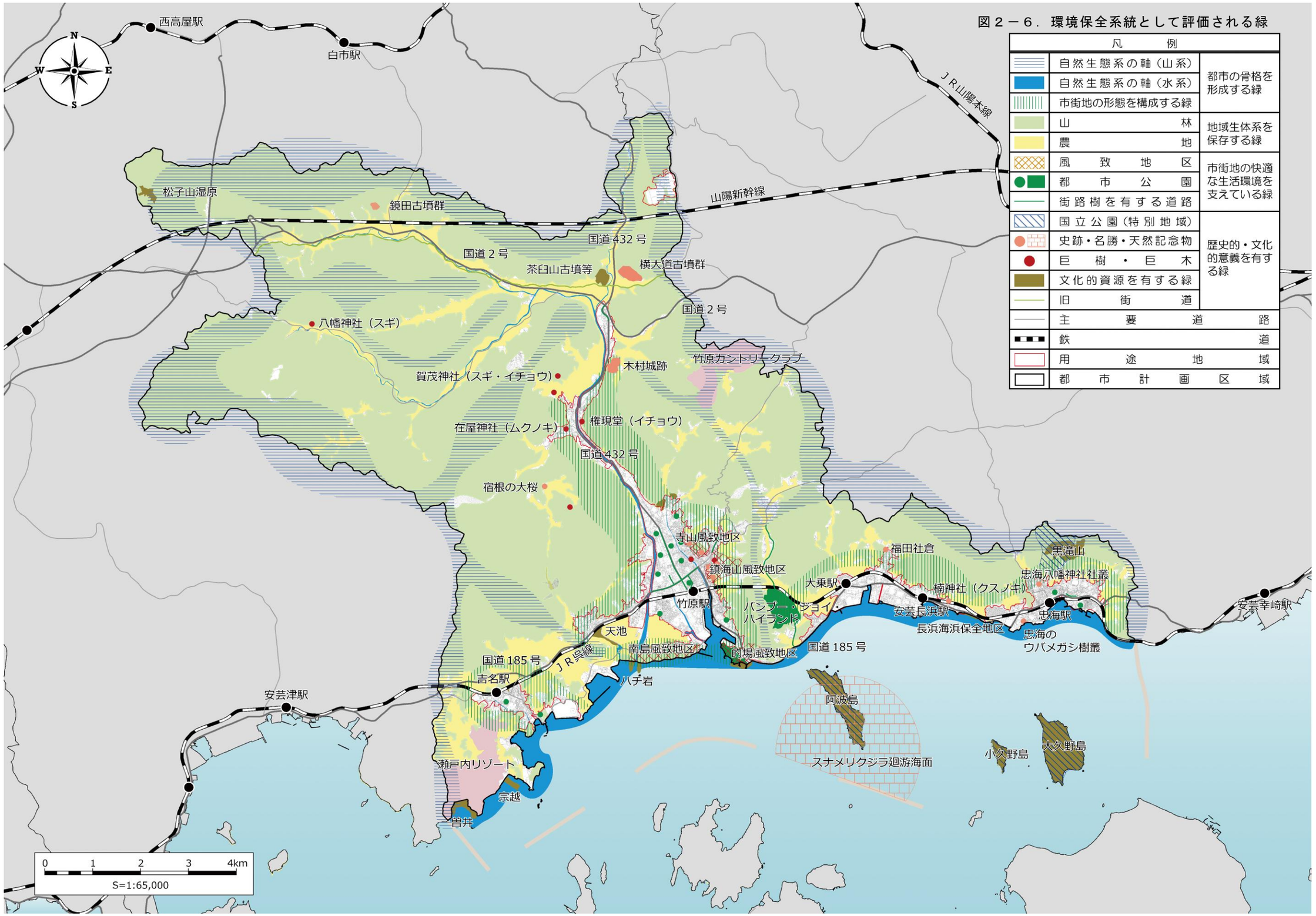

２）レクリエーション系統

自然との触れ合い，スポーツやコミュニティの場など，多様化するレクリエーション需要に応え，日常生活圏及び広域生活圏のレクリエーション活動に対処し得るような緑の確保，並びに利用効果を高めるネットワークの形成が望まれています。

本市におけるレクリエーション施設は，バンブー・ジョイ･ハイランドや的場公園，中央公園など，週末・休日のレクリエーションの場となる都市公園等を各地に整備しています。また，市民の日常におけるレクリエーションの場の提供として，街区公園などの身近な公園を整備しています。これら都市公園等の市民１人当たり面積は，令和2年都市計画区域人口1人当たり約21㎡であり,都市公園法の整備目標である10㎡を超えています。

都市公園等以外のレクリエーション資源としては，休暇村大久野島や湯坂温泉郷の他，長浜地区の自然海岸や賀茂川沿いの生物生息空間など,豊富な自然や文化的価値を有する緑地などが各地に分布しています。

これらに留意し，評価の視点としては，日常生活圏のレクリエーション緑地，広域生活圏のレクリエーション緑地，主要な歩行者動線等の軸となる緑に着目し，次表に示す考え方からそれぞれの緑を抽出します。

表２－３ レクリエーション系統の評価の考え方

評価項目	評価の考え方	該当する緑
日常生活圏のレクリエーション緑地	徒歩圏におけるレクリエーションの場となっている緑	• 都市公園等（街区公園・近隣公園等） • 開発行為の公園・緑地 • スポーツ広場等の広場や学校グランド
広域生活圏のレクリエーション緑地	市全域を対象としてレクリエーションの場となっている緑	• 都市公園等（バンブー・ジョイ・ハイランド，的場公園） • 民間施設緑地等（湯坂温泉郷，大久野島，J-POWERグランド，ゴルフ場等）
	自然との触れ合いの場となっている緑及びその候補地	• 自然との触れ合いの場（黒滝山，朝日山，ハチ岩等の干潟や自然海岸等） • 候補地（天池等の良好な水辺地，古墳や史跡と一体となる緑地）
軸となる緑	市街地内の歩行者動線	• あいふる316や都市計画道路等の歩行者空間を有する道路
	自然との触れ合いの場となっている歩行者動線	• 自然歩道（中国自然歩道，黒滝山・朝日山ハイキングコース等）

(1) 日常生活圏のレクリエーション緑地

徒歩圏におけるレクリエーションの場となっている緑は，住区基幹公園が市街地を中心に，また街区公園の機能を有している開発公園（開発行為により整備された公園・緑地）が各地に点在しているものの，配置には偏りがみられます。これらの公園等の市街地人口（平成27年）1人当たりの整備面積は2.25㎡で，前計画の目標値である住区基幹公園の１人当たりの面積である2.49㎡に達していません。一方で，人口減少や少子高齢化社会の到来等に対応するため，本市では竹原市立地適正化計画を策定し，人口密度を維持し，安全・快適に暮らせる定住環境が整った都市を目指しています。このため，都市公園の整備目標量と将来需要等を勘案しつつ，持続可能な都市づくりに向けて公園等の適正配置が求められています。

また，市民ニーズの多様化への対応や公園施設の老朽化に対する安全確保やライフサイクルコスト縮減の観点から予防保全型管理による長寿命化対策の推進が求められております。さらに，今後の公園管理・運営にあたっては，更なる地域住民等の参画，民間活力を生かした快適空間の創出や維持管理が必要とされています。

(2) 広域生活圏のレクリエーション緑地

市全域を対象としたレクリエーションの場として，バンブー・ジョイ･ハイランドや的場公園を整備しています。

また，瀬戸内海が眺望できる黒滝山や朝日山などの自然緑地がハイキングに，自然海岸を有する的場公園や長浜地区などは海辺のレクリエーション空間として利用されており，だれでも気軽に自然との触れ合える緑となっています。

さらに，市域内には，大久野島や湯坂温泉郷等をはじめとして，歴史や自然，スポーツ・レクリエーションを体験できる様々な資源や施設が点在し，多くの来訪者で賑わっています。

(3) 軸となる緑

本市では都市計画道路等の歩行者・自転車通行の快適空間化を進めていますが，充分とはいえない状況にあります。身近な公園や公共施設へのアクセスは，魅力的で快適に移動できる連続した歩行者空間が重要であるとともに，今後，さらなる少子高齢化の進展が見込まれているため，安全で快適な歩行者・自転車空間の強化がますます求められます。

また，中心市街地から郊外部にかけては，歴史・文化の探索に資する街道筋や中国自然歩道があり，丘陵地には各種ハイキングコースを設けています。これらの郊外部に位置する軸となる緑と市街地内の魅力的な歩行者空間の連携確保・強化が必要とされています。

図２－７．レクリエーション系統として評価される緑

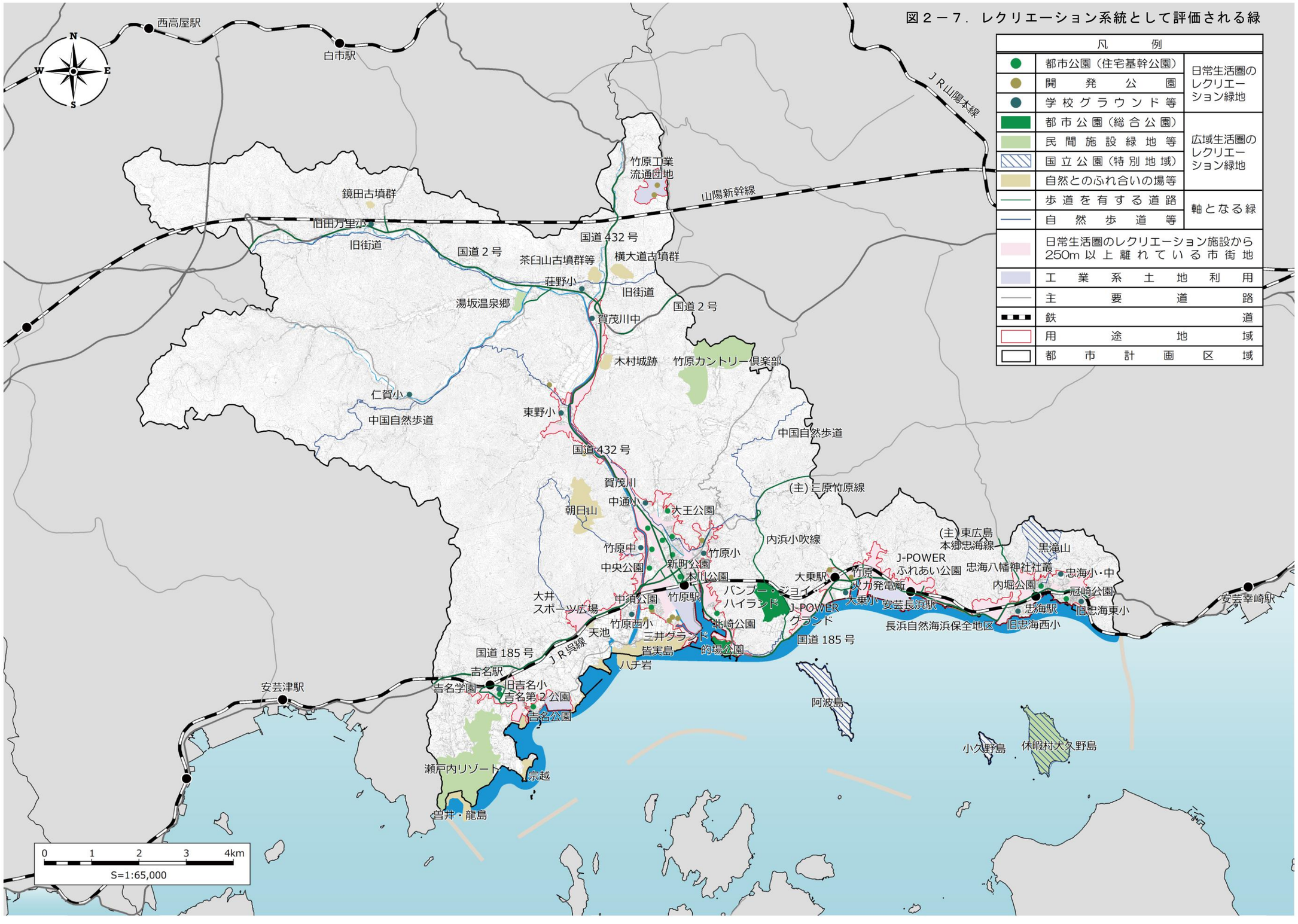

３）防 災 系 統

山林等の崩壊や河川の氾濫などによる自然災害の防止，災害時における避難路・避難地及び防災拠点の確保，火災の延焼防止など災害地域との緩衝地としての役割を果たす緑などの確保が必要とされています。

本市における自然災害等を防止する緑は，市街地周辺の樹林地や河川等を対象として保安林や河川区域等を指定している他，大規模工場と市街地とを分断する緑地があります。また，本市における災害時の重要拠点として，防災公園であるバンブー・ジョイ・ハイランドを整備するとともに，学校区を考慮しながら学校の体育館，地域交流センター等が避難所に指定されています。

これらに留意し，評価の視点としては，自然災害等の防止に必要とされている緑，避難機能を有する緑，避難地をネットワークする主要な避難路に資する緑に着目し，次表に示す考え方に沿ってそれぞれの緑を抽出します。

表２－４ 防災系統の評価の考え方

評価項目	評価の考え方	該当する緑
自然災害等の防止に必要とされている緑	防災関連法適用地	• 保安林 • 河川区域（賀茂川，本川，城川）
	急傾斜地（土の安息角（概ね傾斜30度以上）を超える地区及び地質等の条件から開発に適さない地区）	• 急傾斜地（各地の市街地に隣接する山系，北部平坦部に接する山系等） • 開発不適地（市街地周辺の斜面緑地）
	騒音・振動等の公害の防止や緩衝に資する緑地	• 大規模工場と市街地とを分断する緑地
避難地としての機能を有する緑	防災公園及び地域防災計画において避難所・避難場所に位置づけられているもの	• 防災公園（バンブー・ジョイ・ハイランド） • 防災公園としての活用が望まれる都市公園（中央公園等） • 避難場所（小中学校体育館，義務教育学校体育館，地域交流センター，コミュニティセンター，集会所等）
避難路としての機能を有する緑	避難地等に通じる道路や緑地	• 国道や県道並びに都市計画道路等の歩行者空間を有する道路 • 幅員15m以上の道路

注）避難地及び避難路は，次のとおり定義します。
避難地：避難場所及び広域避難場所のことを指す。
避難路：避難地に通じる道路や緑地で,幅員15m以上の道路及び10m以上の緑道とする。

(1) 自然災害等の防止に必要とされている緑

洪水調整，崖崩れ等災害危険地における土地保全の保護を目的として，河川区域，砂防指定地，保安林及び急傾斜地崩壊危険区域等の防災関連の法適用地が各地に指定されています。

また，市街地に近接して，急傾斜地（傾斜度が30度以上を超える地区及び地質等の条件から開発に適さない地区）が数多く分布しています。

こうした危険性を有する緑地等に対しては，崩壊防止等の対策が進められていますが，未着手の部分もみられ，原則として緑地の災害防止機能に着目した土地保全策の展開が必要とされています。

一方，市街地内の土地利用をみると，漁村集落などが拡大した木造密集市街地が各地に点在している他，工業専用地域（都市計画の用途地域）と住居地域（同）とが隣接する地区などがみられ，安全な市街地環境を育成する土地利用策が求められています。

(2) 避難地としての機能を有する緑

地域防災計画において，避難地の機能を有するものとして，都市公園，小・中学校，義務教育学校，地域交流センター，集会所及びコミュニティセンター等を避難場所に指定するとともに，地震や大規模災害の際に避難・救助活動の拠点となるバンブー・ジョイ・ハイランドを広域避難場所に位置づけています。

平成30年7月豪雨の際，これらの避難場所等に地域住民の方が多く避難していましたが，市街地縁辺部や集落地の中には，最寄りの避難場所までの距離が離れている地域もあり，身近な避難場所となる緑の適正配置が求められています。また，避難場所となっている公園等の中には，土砂災害や水害等の危険性が高い場所に立地している施設もあるため，安全に避難できる公園等の確保が求められています。

幅員４ｍ未満の狭隘道路を中心とした市街地においては，身近な避難場所や救助活動の場が不足しており，広場やオープンスペースの機能強化が求められています。

(3) 避難路としての機能を有する緑

避難場所や避難所へのアクセスは，ゆとりある歩行者空間等の避難機能を有する道路が重要です。しかしながら，避難機能を有している幅員15m以上の道路は，国道185・432号などの幹線道路に限定されています。そのため，避難場所等へ接続する道路のネットワーク化や避難路機能を有する公園・緑地の確保が求められています。

図２－８．防災系統として評価される緑

凡例		
	保安林	自然災害等の防止に必要とされている緑
	河川区域及び海岸部	避難地としての機能を有する緑
	その他保全が望まれる緑地	
	都市公園	
	地域防災計画に定められている一時避難地・避難所	
	幅員１５ｍ以上の道路	避難路としての機能を有する緑
	工業系土地利用	
	主要道路	
	鉄道	
	用途地域	
	都市計画区域	

４）景 観 構 成 系 統

市街地を取り囲み，その背景となる緑地，市街地内の社寺林等の郷土景観を形成する緑地，市街地内のランドマーク・シンボルとなるような島状緑地等，本市独自の特色あるまちづくりに資するような緑に着目します。

景観は，視点と見え方，地域や地区の広がり，地区の特性など様々な認識の仕方が考えられますが，本計画の評価の視点としては，地域や地区の広がりを中心として，都市レベルと地区レベルの２段階から行います。

都市レベルとしては，都市空間全体の景観特性を明らかにするため，都市構造の骨格的な役割を担う地形や主要な構造物を基本に，自然地域景観と景観軸に分類します。自然地域景観は，自然生態系の骨格となる山系及びランドマーク，バックスクリーン（市街地を認識する緑のカーテン）として位置づけられる自然緑地，海岸景観並びに集落地景観があります。景観軸は，賀茂川及び国道185・432号の緑の軸が位置づけられます。

地区レベルとしては，身近な都市公園，市街地内及び周辺に点在する島状緑地（代表的なものとして忠海八幡神社の社叢や各地に点在する鎮守の森など），小河川，街路，公園・緑地等による市街地景観を扱うものとし，これらを構成する緑を抽出します。

表２－５ 景観構成系統の評価の考え方

評価項目	評価の考え方	該当する緑
都市レベルの景観を構成する緑	自然地域景観 竹原らしさを創出している自然緑地や特徴的な山，集落地景観を演出する農地や海岸部の景観	• 自然生態系の骨格となる山系（都市計画沿いのスカイライン） • ランドマーク（黒滝山，烏帽子形山，城山，朝日山，立掛山，包山，洞山，畠山等） • バックスクリーン（市街地縁辺部や集落地からスカイラインに拡がる自然緑地及び幹線道路から望視できる自然緑地） • 集落地景観（市街地周辺農地や斜面地の樹園地，北部地区の賀茂川周辺地域） • 海岸景観（吉名地区から忠海地区にかけての海岸部）
	景観軸 都市のシンボルとなる河川，街路樹等を有する道路	• 主要河川（賀茂川） • 主要道路（国道185号及び国道432号）
地区レベルの景観を構成する緑	市街地景観 市街地内において，面・点・線的な景観構成要素となる公園，社寺林，道路，河川等	• 島状緑地（忠海八幡神社の社叢，的場公園や冠崎公園等の島状緑地） • 中央公園等の都市公園及び開発公園 • 小河川（城川，郷川，本川，大乗川，大砂川等） • 地区の主要道路（買物公園として整備されたあいふる通りや町並み保存地区などの特徴的な地区骨格道路）

(1) 都市レベルの景観を構成する緑

都市の骨格を構成する市域沿いの山系及び市街地背後の丘陵地は，特徴的な山々が竹原を認識させ，市街地に連なる自然緑地が四季を彩る市街地のバックスクリーンを構成しています。さらに，集落や農地と一体となって，特徴的な集落地景観を形成しています。また，海岸部は，埋立て等により干潟や自然海岸が減少しているものの，賀茂川河口部や忠海長浜等の緑地は美しいカーブを描く特徴的な海岸線となっています。これらの自然地域景観は，風致地区等の制度を活用し適切に保全されているものもありますが，多くは制度の適用を受けていません。このため，開発の影響を受け，緑地の減少や地形の変更が生じている他，太陽光発電設備等の人工物により周辺の景観を阻害している部分も見られます。

竹原のシンボルとなっている賀茂川は，全体として緑が多く豊かな生態系と人の生活が合わさっており，景観軸としての機能を強く持っています。また，南北地域を連絡する主要幹線道路は,国道432号の一部には竹原のシンボル的な緑の景観軸を構成しているものの,全体としては緑が少なく,景観軸としての機能も弱い面が見られます。

(2) 地区レベルの景観を構成する緑

市街地景観を構成する緑には，地域のシンボルとなっている巨樹・巨木や鎮守の森などの島状緑地並びに都市公園,地域で育まれている小河川や生活道路沿いの緑の他，地域毎に育成されている民有施設の緑などがあります。

これらの緑は人工物に偏りがちな市街地の景観に“落ち着いた歴史的な町並み”,“潤いのある商業地”,“緑豊かな住宅地”などのアクセントを与え，良好な景観形成に寄与しています。しかしながら，無秩序なミニ開発や老朽施設の建替え等の際，これらの緑が喪失し，地区らしさが失われていくため，地域の合意形成を図りながら保全・育成していくことが求められています。

図２－９．景観構成系統として評価される緑

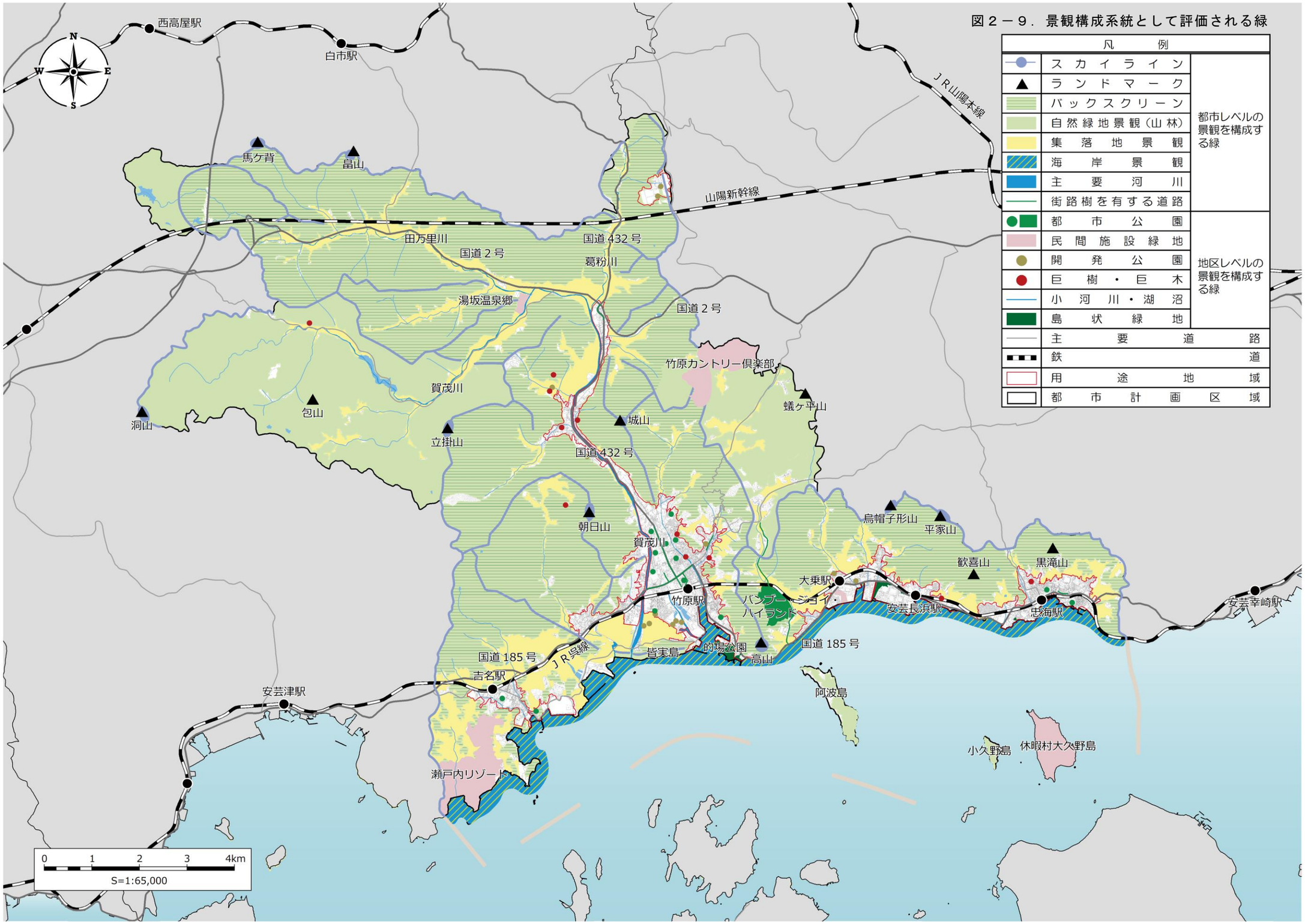

凡例		
スカイライン	都市レベルの景観を構成する緑	
ランドマーク	都市レベルの景観を構成する緑	
バックスクリーン	都市レベルの景観を構成する緑	
自然緑地景観（山林）	都市レベルの景観を構成する緑	
集落地景観	都市レベルの景観を構成する緑	
海岸景観	都市レベルの景観を構成する緑	
主要河川	都市レベルの景観を構成する緑	
街路樹を有する道路	都市レベルの景観を構成する緑	
都市公園	地区レベルの景観を構成する緑	
民間施設緑地	地区レベルの景観を構成する緑	
開発公園	地区レベルの景観を構成する緑	
巨樹・巨木	地区レベルの景観を構成する緑	
小河川・湖沼	地区レベルの景観を構成する緑	
島状緑地	地区レベルの景観を構成する緑	
主要道路		
鉄道		
用途地域		
都市計画区域		

４ 課題の整理

竹原市の現況及び解析・評価等を踏まえた「緑」づくりの課題を，緑の機能別系統から整理するとともに，総合的な視点から類型化したものが下図です。

系 統 別 の 課 題

系 統	課 題
環境保全系統	都市の骨格を構成する自然緑地，河川及び海岸線の保全並びに連続性の確保
	優れた自然資源の保全
	海岸線及び河岸の緑の保全・回復
	自然緑地・農地・河川等の面的・線的な生物生息空間の保全
	都市公園や島状緑地等の点的な生息空間の保全・創出およびネットワーク化の推進
	市街地内の樹林地や農地の保全・活用及び地域特性に応じた公共施設や民有地の緑化の推進
	町並み保存地区や古墳群、木村城跡等の点在する歴史的・文化的意義を有する緑の保全・活用
レクリエーション系統	少子・高齢化や住民ニーズの多様化等に応じたレクリエーション活動の場の整備・拡充
	社会情勢の変化やニーズの多様化に応じた身近な公園・広場の適正配置・機能強化
	地域参加や民間活力を生かした公園等の運営や維持管理
	竹原固有の地域資源を活用したレクリエーション空間の保全・活用
	安全で快適な歩行者空間の整備とネットワーク化
防災系統	自然災害等の防止につながる緑地の保全及び防災対策の推進
	工業地と住宅地とを分離する緑地の確保など，地域特性に応じた公園・緑地の確保
	身近な避難場所や救助活動の場となる広場やオープンスペースの機能強化
	身近な避難場所となる公園・広場等の適正配置
	避難場所等と接続する道路のネットワーク化や避難路機能を有する公園・緑地等の確保
景観構成系統	竹原を特徴づける景観を構成する緑（都市の骨格を構成する緑・里山景観・集落地景観・海岸景観など）の保全
	竹原を特徴づける道路空間，ゆとりと親しみをもてる河川・水辺空間など，市街地景観のシンボルとなる緑の保全･創出
	市民・事業所・行政が一体となった市街地の緑化推進

総合的視点からの課題の類型化

都市の骨格を構成する緑地の保全及び継承（都市を構成する山系及び水系を守る）	竹原の特徴的な緑を保全し継承 ⇒ みどりを守る
集落地環境の保全（市街地周辺に拡がる農地や自然緑地を守る）	
市街地環境の保全（市街地内の憩いと安らぎをもたらす緑地等を守る）	
まちの緑（歴史・生活軸）の軸づくり（歴史的な道路や都市計画道路などを中心として，緑の軸を創る）	身近な緑，道路や河川などの緑の基盤，特徴的な公共空間などの緑を創る ⇒ みどりを創る
水辺の軸づくり（市街地にうるおいや安らぎをもたらす，水辺の軸を創る）	
身近な公園づくり（歩いていける公園・緑地を確保し，日常生活を楽しむ公園を創る）	
身近なふれあい空間づくり（地域の特徴的な緑を育成し，うるおいのある空間を楽しむ空間を創る）	
地域らしさを創出する公共公益施設の緑づくり（地域を彩る公共公益施設の緑を創る）	
自然・文化を楽しむ緑の拠点づくり（緑の拠点づくりを進め，自然・文化等とのふれあいを楽しむ拠点を創る）	
災害に強い緑づくり（緑づくりに配慮しながら狭隘道路の解消や救助活動等に資する広場・避難路を創る）	
緑に対する市民意識の醸成	日常生活の中から緑を育み、支援体制を強化 ⇒ みどりを育む
緑づくりへの支援体制の充実・強化	
民有地の緑化推進	

図２－１０ 「緑」づくりの課題

第３章　計画の基本方針

１ 基 本 理 念

２ 緑 の 将 来 像

３ 基 本 方 針

４ 計画フレームの設定

５ 計画の目標水準の設定

１ 基 本 理 念

本市は，竹原市総合計画において，「元気と笑顔が織り成す　暮らし誇らし、竹原市。」を目指す将来都市像を位置づけています。本市の特色を活かして，“住みやすさ”“暮らしやすさ”に磨きをかけ，暮らしの満足度を向上させることにより，基本理念で掲げるまちづくりを展開することとしております。また，竹原市都市計画マスタープランでは，市総合計画の将来像を実現するため，都市計画におけるまちづくりの目標を「都市機能がコンパクトに集積し，環境負荷の少ない持続可能な都市」，「地域資源と特性が有効に活かされ，魅力と賑わいに満ちた都市」，「安全，快適で定住条件が整い，若者，子育て世帯，高齢者が定着する都市」として設定し，本市のポテンシャルを総合的に高めていくものとしています。緑の基本計画は，これらの将来都市像や考え方との整合に十分配慮することとします。

本市は，古くから瀬戸内の要衝都市として発展し，行政機関，教育機関，文化・医療・福祉などの施設や商業・業務機能などが集積しています。今後，これらの機能を活かしながら，自然・文化を基調とする都市空間の整備・拡充など，魅力ある都市としてさらなる発展が求められています。

一方，人々の価値観の多様化や少子高齢社会への対応が必要とされる今，豊かさや安らぎを実感できる，個性的な都市づくりを形成していくことが急務となっています。

本市には，町並み保存地区に代表されるように，歴史と伝統に培われた文化財や緑豊かな自然が身近に多く残されています。これらを活かし，地域固有の自然環境・文化環境とのふれあいを広げ，四季折々の緑が都市を彩る独特の都市風景を創出することにより，市民の誰もがいきいきと『元気』に活躍し，安心・安全で快適な暮らしと互いに支えあう『笑顔』あふれる都市を目指すものとし，基本理念を次のように設定します。

たけはら緑 ・ 2035 プラン

基本理念　**みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら**

２ 緑 の 将 来 像

「**みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら**」を基本理念とし，本市の特徴である歴史的資源や，恵み豊かな自然を活かしながら，次代に引き継ぐ多彩な緑の構築を目指します。

今も変わらない昭和 20 年代の中心市街地周辺

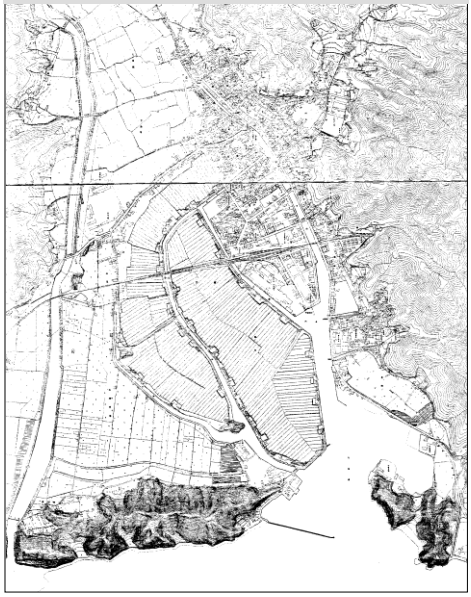

本市は,江戸時代に開発された塩浜により発展し，今もその面影を残している町並みが形成され，その後，鉄道の開通や基幹産業である工業施設の操業などにより都市化し，現在に至っています。

そのため，町並み保存地区などのまちのたたずまいをはじめ，本川沿いから竹原港にかけての町並みなどに，華やかであった江戸時代の町人文化の名残をとどめています。また，まちづくりに組み込まれた寺山風致地区等の自然緑地は，現在でも当時の原風景を残しています。

これらの文化的資産と一体となった緑をはじめ，都市の構成要素となっている河川や自然緑地は，今後とも竹原を特徴づけるものとして保護･育成が必要とされています。さらに，生態系や山系・水系との繋がりを重視しながら，多様な緑・水・オープンスペースが相互に連携するネットワークづくりも必要とされています。

これらは，竹原を形づくる緑を「緑の骨格」，市街地内の主要な河川及びそれらとネットワークされる主要道路を「緑の軸」，市街地内の主要な都市公園や公共施設の緑等を「緑の拠点」として位置づけ，それぞれが有機的に結びつく緑豊かな都市づくりへと発展させるものとし，「緑の将来像」を図３－１のように位置づけます。

表３－１ 「緑の将来像」の考え方

構成要素		設定した地区	取り組みの方向
緑の骨格	山の緑の骨格	• 都市計画区域沿いの山系 • 市街地及び田園地帯を取り囲む自然緑地	• 環境保全・自然再生 • 里山（身近な緑）の活用
	水辺の緑の骨格	• 市域を貫流する賀茂川 • 瀬戸内海との接点である海岸線	• 環境保全・自然再生・親水空間化
	田園空間	• 市街地周辺に広がる田園地帯 • 緩斜面や谷沿いに広がる田園地帯	• 環境保全（生物の生息空間や気候調整） • 田園景観の保全
緑の軸	市街地の軸線となる幹線道路等	• 古くからの街道筋 • 国道等の市街地を構成する幹線道路	• 歴史軸の保存・再生 • 特徴的な緑化及びネットワーク化（連続性の確保）
	緑を連結する都市河川	• 都市河川及び小河川の潤い空間（城川，郷川，本川，大乗川，大砂川等）	• 環境保全・自然再生・親水空間化及びネットワーク化
緑の拠点	市街地内外の緑の拠点	• 的場公園などの都市公園等 • 竹原の顔となる町並み保存地区周辺 • 黒滝山,朝日山等の身近な自然緑地や水辺地及び歴史的資源と一体的な緑地等	• 都市公園等の再整備，ニーズに対応した緑地空間の確保 • 町並み保存地区を中心とする拠点地区の拡大

図３－１　緑の将来像

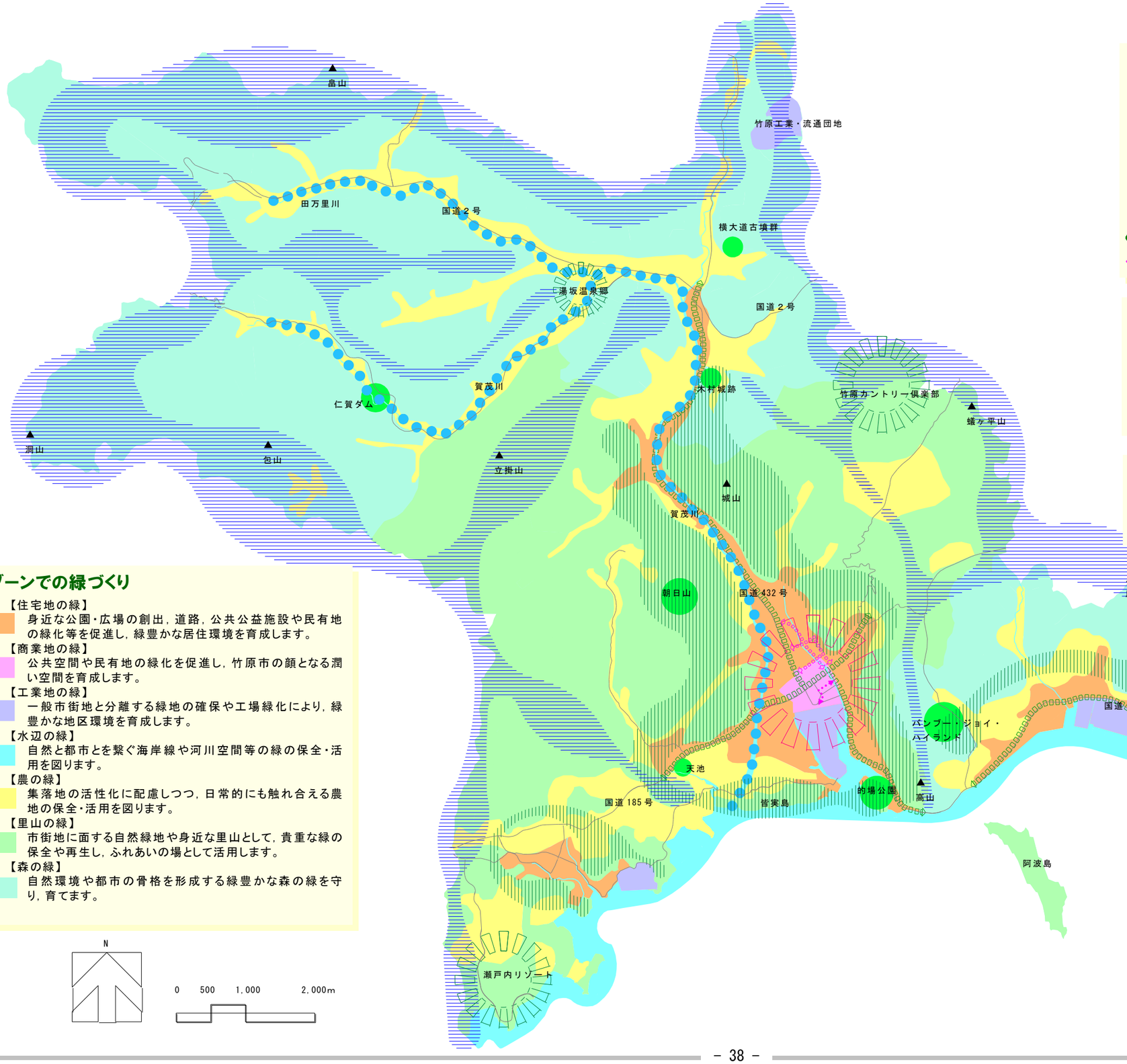

□ 緑の骨格・軸づくり

【緑の骨格】
竹原を形づくる緑地（自然環境を構成し，ランドマークやスカイラインとなる緑地）を保全していきます。

【市街地の形態を構成する緑】
市街地と一体となる自然緑地で，緑地により囲まれ，分節された地区構造を維持していきます。

【環境軸】
市民が水に親しみ，多様な生き物が活動できる連続的な水辺の軸として保全・活用していきます。

【緑の生活軸・文化軸】
東西・南北軸となる国道を中心とした幹線道路沿いを位置づけ，人と環境にやさしい特色ある道路空間を創出していきます。特に、町並み保存地区を中心として、竹原らしい町並みを認識する道路空間の創出を拡大していきます。

□ 緑の拠点づくり

【緑の拠点】
主要な公園・緑地やレクリエーションの場であり，ふれあいの拠点として育成します。

【観光・交流拠点の緑】
観光施設，レクリエーション施設，歴史的資源等の活用により，市民や来訪者とのふれあいの拠点となるゾーンを創出します。

□ 重点的に進める緑づくり

【賑わい空間の緑】
都市防災に配慮しながら，まちなか緑地の創出や歴史的資源の保全・活用により，憩い・語らい・ふれあいの場の創出により，潤いのある賑わい空間を育成します。

□ ゾーンでの緑づくり

【住宅地の緑】
身近な公園・広場の創出，道路，公共公益施設や民有地の緑化等を促進し，緑豊かな居住環境を育成します。

【商業地の緑】
公共空間や民有地の緑化を促進し，竹原市の顔となる潤い空間を育成します。

【工業地の緑】
一般市街地と分離する緑地の確保や工場緑化により，緑豊かな地区環境を育成します。

【水辺の緑】
自然と都市とを繋ぐ海岸線や河川空間等の緑の保全・活用を図ります。

【農の緑】
集落地の活性化に配慮しつつ，日常的にも触れ合える農地の保全・活用を図ります。

【里山の緑】
市街地に面する自然緑地や身近な里山として，貴重な緑の保全や再生し，ふれあいの場として活用します。

【森の緑】
自然環境や都市の骨格を形成する緑豊かな森の緑を守り，育てます。

３ 基　本　方　針

竹原市総合計画の考え方を基調として，緑の将来像を実現するために，次の３つの視点から基本的な方針を設定します。

図３－２ 緑の将来像を実現する３つの視点

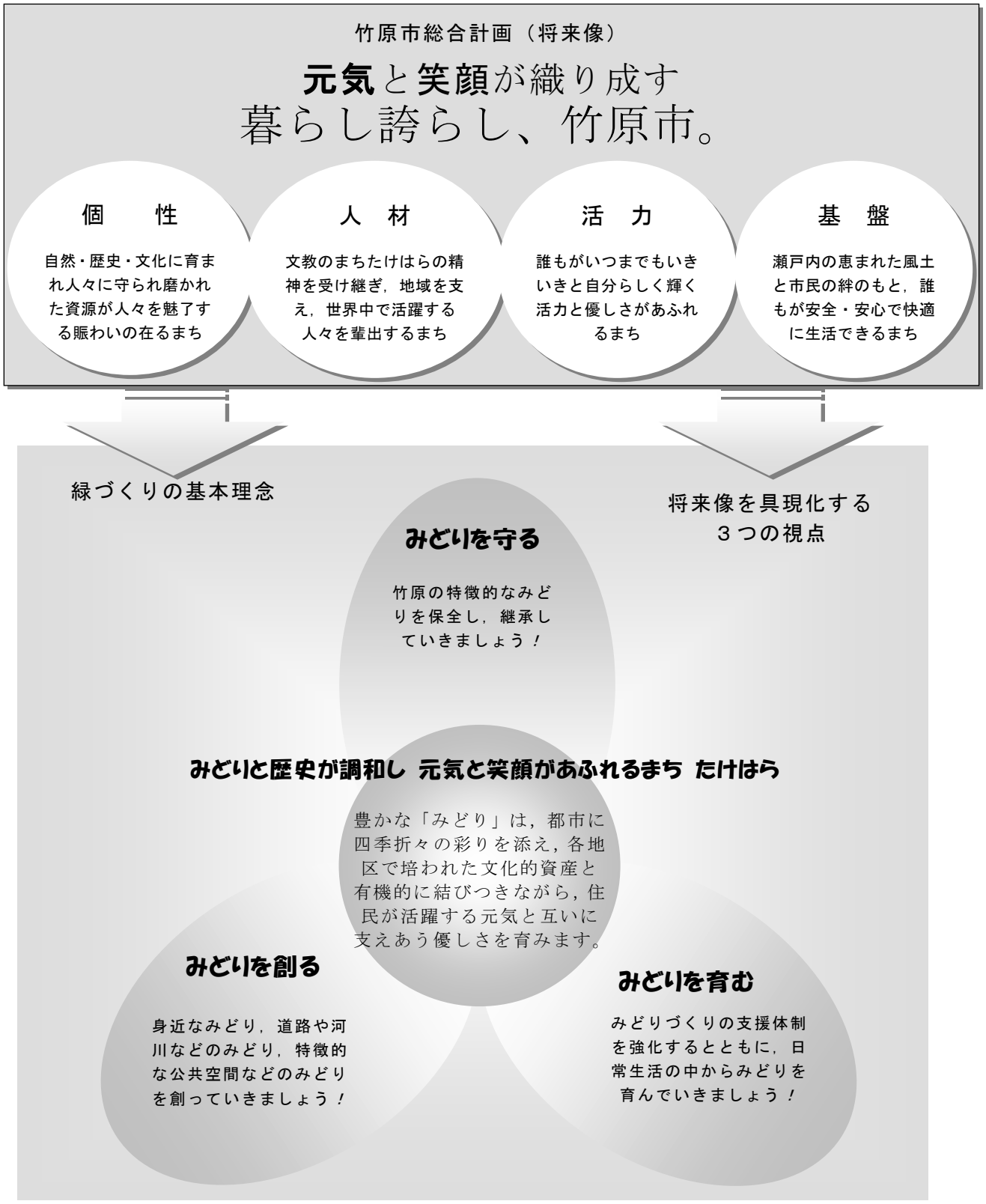

みどりを守る　竹原固有の豊かなみどりを守りましょう！

瀬戸内海との接点である海岸線，市街地周辺に広がる田園地帯，洞山，朝日山や黒滝山などに代表されるふるさとの美しい大景観や，豊かな自然を構成している緑を，積極的に保全していくとともに，市街地と一体となる自然地域の緑の保全・創出を進めていきます。

市街地と一体となる自然緑地

- 都市の骨格を構成する緑地の保全
- 里山の保全・活用
- 集落地景観の保全
- 海岸線の保全・活用

稲穂が実っている東野町の田園風景

みどりを創る　道路や河川などまちの基盤となるみどりを創りましょう！

まちに自然を導くという役割から，環境軸となっている賀茂川，並びに竹を中心として特徴的な景観を創りだしている道路の緑の軸線を活用し，水と緑のネットワークを形成します。そして，地域の特性に応じた身近な公園やうるおいのある公共空間を育成するなど，まちの緑を創っていきます。

市街地中央部を流れる賀茂川

- まちの緑の軸（歴史・生活軸）づくり
- 水辺の軸づくり
- 身近な公園・広場づくり
- 自然・文化とふれる緑の拠点づくり
- 地域らしさを創出する公共公益施設の緑づくり
- 災害に強い緑づくり

歴史と緑が共存する酔景の小庭

みどりを育む　みんなで身近なみどりを育みましょう！

竹原らしさや地域らしさを感じさせる緑を身近につくり，守り，育て，市民一人ひとりが緑への関心を高め理解を深められるように，色々な場･機会を活用し，“みどり”に関する情報を提供していきます。また，市民・事業者・行政が，それぞれの立場で，それぞれの責任を果たし，生垣などの身近な緑を保護･育成し,花と緑のまちづくりを進めていきます。

- 緑に対する市民意識の醸成
- 緑づくりへの支援体制の充実・強化
- 民有地の緑化推進

里親制度により地域住民が管理している本川公園

道路空間に配慮した工場緑化の例

4 計画フレームの設定

1）計画対象区域

計画対象区域は，一体の都市として総合的に整備し，開発及び保全する必要のある竹原都市計画区域とします。

表３－２ 計画対象区域

都市計画区域名	市町村名	範　　囲	面　積（ha）
竹原都市計画区域	竹原市	行政区域の全域	約 11,830

2）都市計画区域内人口の見通し

都市計画区域人口の見通しは，竹原市人口ビジョン【改訂版】（令和２（2020）年3月）における目標人口推計から，目標年次（令和17（2035）年）において18,336人とします。

図３－３ 都市計画区域人口の見通し

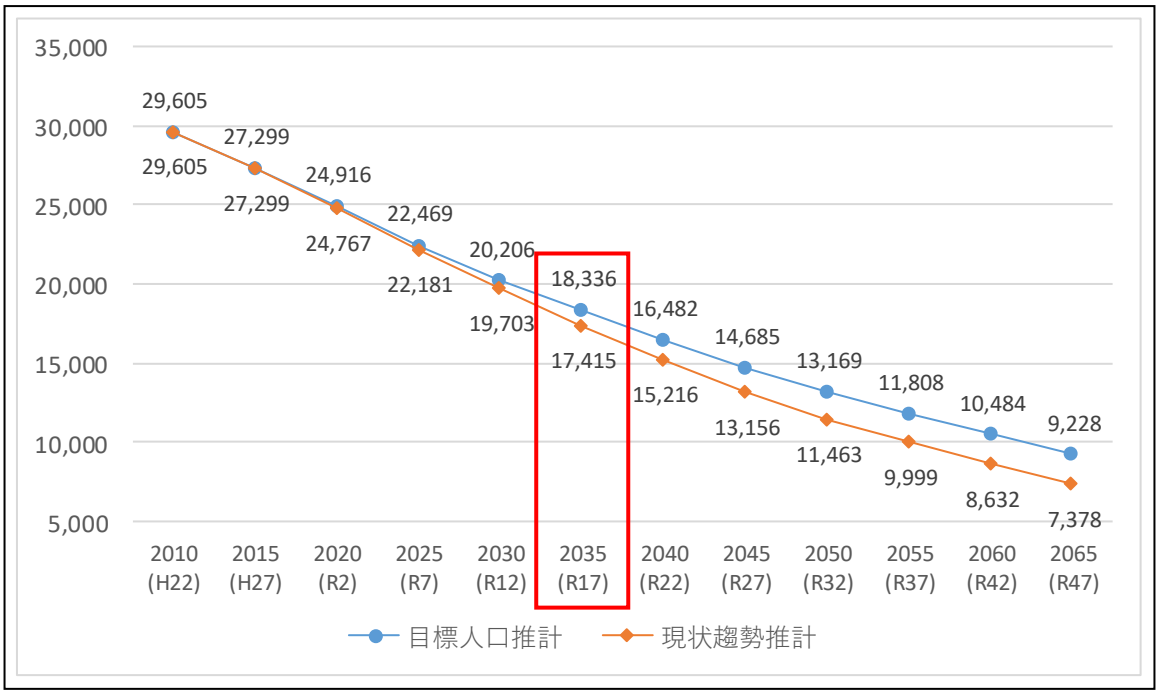

注）竹原市人口ビジョン（令和2年3月）
現状趨勢推計：住民基本台帳人口を基準として国立社会保障・人口問題研究所（社人研）で作成された「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）年推計）」の出生・死亡に関する仮定値を用いて，最近の本市の人口移動の傾向を反映
目標人口推計：第6次竹原市総合計画に基づく各種施策の実施効果を見込んだ推計

3）市街地の規模

市街地の規模については，将来の宅地供給と健全な都市づくりとの調和を図り行うものとし，現行用途地域を基本とします。

5 計画の目標水準の設定

緑の将来像を実現するため，計画の目標水準を次のように設定します。

1）緑地の確保目標水準

竹原都市計画区域における緑地は，施設緑地（都市公園とその他の公園）55.5haと地域制緑地約8,430haで，都市計画区域面積の71.7%を占めています。今後，開発等により減少する緑地を極力抑制するとともに，身近な緑地の拡大を積極的に推進するものとします。

これらのうち，永続性のある地域制緑地（風致地区，保安林，河川区域等）並びに施設緑地を加えた緑地は現在約 3,745ha で，都市計画区域面積の 31.7%を占め，今後都市公園等の整備・活用，永続性のある地域制緑地を確保するものとし，その確保目標水準を次のように設定します。　　**注）竹原都市計画区域　11,830ha**

都市計画区域における永続性のある緑地の占める割合を
***現状維持*していきます！**

現在：令和 2 年（2020 年）
31.7% ［ 約 3,745ha ］

将来：令和 17 年（2035 年）
31.7% ［ 約 3,745ha ］

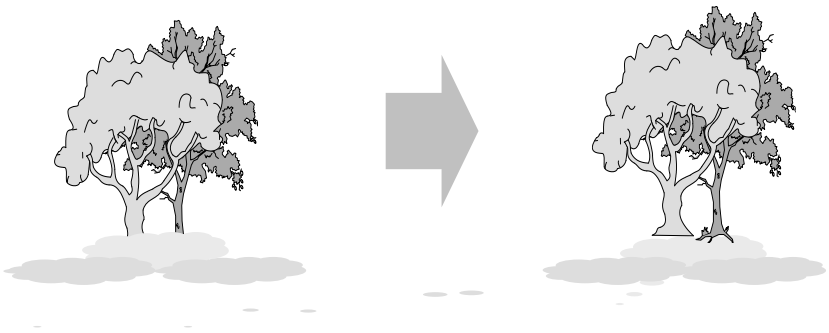

2）市街地における都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

市域全体で確保すべき都市公園等の面積は，都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成 6 年建設省決定）において，「1 人あたり都市公園等面積 20 ㎡」が目標とされておりますが，本市では 21.01 ㎡/人で確保されている状況にあります。

一方で，市街地で確保すべき都市公園の面積は，都市公園法施行令第 1 条の 2 において，「住民 1 人あたりの都市公園面積の標準は 5 ㎡以上」とされていますが，本市では 2.76 ㎡/人しか確保されておらず，市街地において都市公園が不足している状況です。

これらの参酌すべき基準や，今後の人口減少，コンパクトなまちづくりとの連携などを踏まえ，将来の緑地の確保目標水準を次のように設定します。

市街地で確保すべき住民１人当たりの都市公園面積を 4.2 ㎡以上に！

現況：令和２年（2020 年）
2.8 ㎡／人

将来：令和 17 年（2035 年）
4.2 ㎡／人

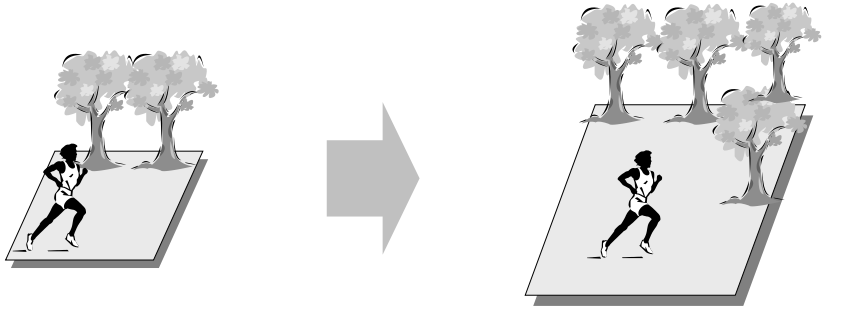

《 参　考 》都市公園及び都市公園等の施設として整備すべき緑地の現況と目標

種類＼区分		現況（令和2年）			計画（令和17年）		
		箇所	面積（ha）	１人当たり面積（㎡/人）	箇所	面積（ha）	１人当たり面積（㎡/人）
都市公園	街区公園	12	2.49	1.17	13	2.77	1.30
	近隣公園	2	2.30	1.08	2	2.30	1.08
	地区公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	住区基幹公園	14	4.79 (4.79)	2.25	15	5.07 (5.07)	3.43
	総合公園	2	45.40	17.18	2	45.40	24.76
	運動公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	都市基幹公園	2	45.40 (1.09)	17.18	2	45.40 (1.09)	24.76
	風致公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	歴史公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	広域公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	その他	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市公園		16	50.19 (5.88)	18.99 (2.76)	17	50.47 (6.16)	27.53 (4.16)
その他の公園	公共空地	25	4.26	1.61	26	4.44	2.42
	開発公園	13	1.06	0.50	13	1.06	0.58
		38	5.32	2.01	39	5.50	3.00
都市公園等		54	55.51	21.01	56	55.97	30.5

注）１人当たり面積：
（　）：用途地域内面積・同１人当たり都市公園面積
現況：住区基幹公園は 21,329 人（平成 27 年国調），それ以外は 26,426 人（同）に対して
将来：住区基幹公園は 14,799 人（令和 17 年），それ以外は 18,336 人（同）に対して

第４章　緑の配置方針

１　系統別の緑の配置方針

２　総合的な緑の配置方針

1 系統別の緑の配置方針

緑の配置に際しては，環境保全，レクリエーション，防災，景観構成の諸機能を効率的に発揮させることが重要となります。

したがって，**『みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら』**を基本理念とする緑づくりは，これらの果たす諸機能に配慮しつつ，都市の構造，土地利用の動向等に応じて，緑を系統別に配置します。

表４－１ 系統別の緑の配置方針

基本理念	系 統	計 画 の 方 向
みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら 竹原の豊かな「みどり」は，地域固有の自然環境・文化環境とのふれあいを広げ四季折々の緑が都市を彩る独特の都市風景を創出することにより，市民の誰もがいきいきと『元気』に活躍し，安心・安全で快適な暮らしと互いに支えあう『笑顔』あふれる都市を目指します。	環境保全系統	都市の骨格を構成する緑地の保全・整備
		優れた自然環境を有する緑地の保全・整備
		歴史的・文化的な緑地の保全・整備
		快適な市街地環境の育成
	レクリエーション系統	日常生活圏のレクリエーション緑地の整備
		広域生活圏のレクリエーション緑地の整備
		歩行者ネットワークの形成
	防災系統	自然災害の防止に必要とされる緑地の保全･整備
		都市災害の防止・緩和に資する緑地の保全・整備
		防災機能を有する都市公園・緑地の整備
	景観構成系統	大景観を構成する緑地の保全・整備
		市街地景観を構成する緑地の保全・整備

１）環境保全系統

環境保全系統の緑は，市街地後背地に拡がり，四季を彩る山々，まちと自然とを繋ぐ賀茂川等の河川，歴史・文化的資源と一体となっている緑など，竹原を特徴づける緑の骨格や日常生活に活かされている緑の保全・整備を通じて，うるおい豊かな都市環境の形成を図っていきます。

表４－２ 環境保全系統の緑の配置方針（１／２）

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
都市の骨格を構成する緑地の保全・整備	都市の骨格を構成する緑地	• 黒滝山から烏帽子形山や蟻ヶ平山を経由して北上する山系，隣接市町の境界に位置する洞山や包山等の都市計画区域（行政区域）沿いの山系，瀬戸内海との接点である海岸線は，都市を形づくる緑の骨格として保全 • 市域の中央部を貫流する賀茂川は，風や生物の行き交う道であり，生態系や都市の骨格となる環境軸として保全
	市街地の形態（発展形態の規制）を構成する緑地	• 城山から高山にかけての市街地に隣接する自然緑地，朝日山を中心とする山系，及びこれらを結ぶ南島の自然緑地は，身近な緑であるとともに，市街地の発展形態を規制・誘導する緑地として保全 • 市街地に隣接する斜面緑地については，開発の抑制や緑の連続性を回復（人工法面の緑化等）するなど，市街地の周辺部を取り囲む緑の周縁軸として育成
優れた自然環境の保全・整備	自然植生，特定植物群落及び天然記念物等と一体となった緑地	• 黒滝山のアカマツ林，忠海八幡神社社叢（しゃそう），宮床神社ウバメガシ樹叢，楠神社のクスノキ等の天然記念物や貴重な植物群落，賀茂神社のスギ・イチョウ等の巨樹・巨木林などの緑を保全 • 市街地後背地の良好な樹林地（寺山や下賀茂神社周辺の植生自然度の高いアラカシ群落）を保全
	良好な自然環境を有する水辺地	• 賀茂川水系における松子山湿原や河口部周辺等の湿原を保全する他，海岸部や河川の自然再生や親水空間化を促進 • 野鳥や小動物の生息地となっている天池等の湖沼や各地の干潟等を保全 • 吉名町沖辺地区については，護岸施設の改良と併せ，良好な海岸環境の保全と創造を図り，自然と共生する海岸の保全
	優れた地形等の緑	• 自然景観資源などの特徴的な地形として位置づけられる「黒滝山」の保全･整備 • 「長浜自然海浜保全地域」など各地に残っている自然海浜を有する特徴的な地形と一体となった緑地を保全
	その他野生動物等の生息地となっている緑	• 野生動物相が豊富な市街地内外に拡がる森林地域の保全 • 面的な野生動物の生息空間となる市街地周辺に広がる農地や集落地と一体となる樹林地，市域北部の中山間農地の保全
歴史的・文化的な緑の保全・整備	史跡・名勝及び歴史・文化的資産と一体となった緑	• 木村城跡，横大道古墳群，茶臼山城跡や古墳，鏡田古墳群等の史跡・名勝及び歴史的資源と一体となった緑地を保全 • 旧街道に点在する歴史的資源や良好な眺望点など，優れた文化的資産や地域景観を活かした修景整備 • 藤九郎神社（吉名），下賀茂神社や和賀神社等の鎮守の森は，郷土意識の涵養などの重要な役割を果たしており，これらの積極的な保全

表４－２ 環境保全系統の緑の配置方針（２／２）

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
歴史的・文化的な緑地の保全（つづき）	歴史的風土を醸し出す地域の緑地	• 町並み保存地区周辺から長建寺にかけての旧街道周辺地区，や忠海地区中心部等は，周辺の緑地等と一体となって歴史を感じさせる地区であり，このような緑の保存や緑化推進するため，景観法に基づく重点地区に指定するなど，これまでに培われた良好な地区環境を継承
快適な市街地環境の育成	市街地内の公園・緑地	• 市街地及びその周辺に点在する島状緑地や水辺地等の緑地及び都市公園などは，生活環境の快適性の確保や身近な環境施設として，積極的に保全・整備 • 良好な居住環境を創出する新開土地区画整理事業地内の公園整備の他，市街地環境の育成に資する緑地や広場等の系統的な整備
	ネットワークを構成する緑	• 都市計画道路等を中心とする歩行者空間の整備・拡充及び街路樹等による緑化 • 歴史的資源を有する本川や江戸堀川，生活に密着した郷川や大乗及び大砂川等の河川の回復，河川空間を活用した歩行者空間や親水空間等のオープンスペースの確保 • 道路や河川等を中心とした緑の連続性の確保
	民有地や公共公益施設の緑化	• 公共公益施設や民有地の緑化（生垣，建物の壁面・屋上緑化等）による，うるおいとゆとりのある市街地環境の育成 • 各地区の中心地区等は，地区特性を活かした環境改善が望まれており，広場の確保や狭隘道路整備に併せた民有地の緑化の他，道路緑化，住宅地の生垣化等を誘導するための対応策（地区計画，緑地協定，景観重点地区等）を検討 • 竹原駅前エリアウォーカブルビジョンの将来像実現への取組として，来訪者が滞留したくなる空間につながる公園のような緑を備えた市街地環境を創出

注）地区計画：都市計画法に基づき，良好な環境を持った家なみやまちなみの形成・保全を図るために，住民と竹原市とが協力して策定するまちづくりのルールです。地区計画では，建築物の用途，形態などについての制限や，地区の道路，公園などの公共施設の配置と規模などをきめ細かく定めることができます。

景観重点地区：景観づくりを進める上で重要な地区を「景観重点地区」として指定し，良好な景観をつくるために必要な事項を定めて，それに基づき助言や指導を行いながら，地区の特色を活かしたまちづくりを進める方法です。これは，竹原らしい都市景観の形成にかかわる基本的理念と施策のあり方，施策実現のためのガイドプランとしての役割を担う「景観形成ガイドライン」等を作成し，地区ごとの特徴を踏まえ，景観づくりの目標・方針・ルールなどを地元と市が協議しながら決め，魅力的な景観をつくっていこうというものです。

２）レクリエーション系統

レクリエーション系統の緑は，主として利用機能に着目し，自然との触れ合いの場，スポーツの場，及びコミュニティの場など，多様化する需要に対応したレクリエーション空間の確保や育成を図っていきます。

表４－３ レクリエーション系統の緑の配置方針（１／２）

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
日常生活圏のレクリエーション緑地の整備	住区基幹公園	• 竹原市立地適正化計画の居住誘導区域や将来利用人口などを配慮しながら，各地域に身近なレクリエーション緑地を適正に配置するものとして，身近な公園や広場等を概ね250mを誘致圏として配置（無理なく歩ける距離として街区公園の誘致圏程度）し，原則として土地等については遊休化した公的不動産等を活用しながら確保（必要に応じて都市計画変更の実施） • 全ての都市公園において，少子・高齢化など全ての人にとって利用しやすい環境を目指し，ユニバーサルデザインによる整備を推進 • 近隣公園は，高齢社会における各世代の利用に対応し，世代間の交流，コミュニティ意識の醸成等に資するための休憩所，使いやすいゆったりトイレ，誰もが身近に健康運動を楽しめる施設を有する公園としての整備を推進
	開発公園	• 街区公園の機能を有する開発公園（開発行為として確保された公園）の適正な管理 • 開発指導等により開発公園の整備を計画的に促進
	身近な公共施設や広場等	• 身近なスポーツ等の活動の場として，学校の屋外運動場や施設等を可能な限り地域に開放 • 市街地や集落地等において身近な公園・広場の整備が求められており，住区基幹公園や開発公園等の不足する地区については，各地の公共施設や社寺境内地等を活用した身近な緑づくりを推進 • 密集市街地等のオープンスペースの不足する地区や都市生活の憩いの場として，公共空地や未利用地を活用しながら，コロナ禍における新しい生活様式や地域ニーズに対応した広場等を確保
	市民菜園・市民農園	• 住民が土と親しむ機会への関心の高まりやレクリエーション活動としての農作物の栽培への需要の高揚等に対応するため,農業協同組合や農家と連携して，市民菜園制度や市民農園への対応を検討
広域生活圏のレクリエーション緑地の整備	都市基幹公園	• 総合公園は，現在的場公園及びバンブー・ジョイ・ハイランドを都市計画決定しており，既存機能の充実や各施設の長寿命化対策による適切な維持管理に努めるとともに，民間のノウハウを活用しながら，利便性の高い魅力的な空間の創出
	河川緑地	• 賀茂川に整備されている河川公園を位置づける他，当該河川や主要河川の自然再生やレクリエーションにも資する親水空間化を促進 • 仁賀ダム整備にともない，種々のスポーツ・レクリエーション等に利用できる周辺緑地の適切な維持管理

表４－３ レクリエーション系統の緑の配置方針（２／２）

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
広域生活圏のレクリエーション緑地の整備（つづき）	大規模レクリエーション地区	• 恵まれた自然や文化的資産を活かして整備されている休暇村大久野島や湯坂温泉郷は，レクリエーション空間の拠点として，利用機能を強化 • 黒滝山・朝日山等の眺望地，横大道古墳群や木村城跡，良好な自然環境を有する南島等の優れた自然や文化的資源と一体となる緑地については，地域の協力を得ながら世代を超えた生涯学習や歴史研究など，幅広い地域研究や地域づくりの場として活用 • 天池，吉名町曽井・平方やハチ岩等の干潟など，身近な自然緑地や水辺地等を対象として，自然学習やレクリエーションの場として活用 • 地域資源を活用して整備されているエデンの海，自然海浜を残している長浜等の海岸線については，自然環境の保全を基調としながら，緑の拠点として海洋レクリエーション地としての利用機能を強化 • 老朽化した護岸施設については，改良に伴い，良好な海岸環境の保全と創造を図るとともにレクリエーション空間を確保するなど，自然と共生する海岸づくりを促進（現在，吉名町沖辺地区において，海岸（高潮）対策事業の中で，エコ・コースト事業の認定を受け，整備区間のうち一部区間において，人工養浜を整備）
	民間施設緑地	• 瀬戸内リゾートや竹原カントリー倶楽部の民間レクリエーション地，三井金属グランドやJ-POWERグランド等の企業グランドについては，関係者の協力を得て，施設の継続や緑化の拡大を促進
歩行者ネットワークの形成	都市計画道路等の歩行者・自転車空間	• 都市計画道路等を中心として，快適な歩行者・自転車空間の整備を進め，市街地内の主要公園や緑地とを連絡するネットワークを確立
	レクリエーションルート	• 町並み保存地区及びその周辺を対象とした歴史的な歩行空間の拡大強化 • 本市の玄関口である竹原駅から道の駅たけはらを結ぶあいふる通り及び本川通りを対象とした居心地が良く歩きたくなる空間の創出 • 自然・名勝等の探索ルートである中国自然歩道の機能強化

３）防 災 系 統

防災系統の緑は，住民の生命に関わるものであるという観点から，災害・公害を防止し，被害を低減する機能を確実に発揮することを目指し，自然・都市災害の防止，避難地・避難路の系統的な配置を行ない，安全なまちづくりを進めていきます。

表４－４ 防災系統の緑の配置方針

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
自然災害の防止に必要とされる緑の保全・整備	防災関連法的用地	• 既存の保安林，土砂災害指定区域，急傾斜地崩壊危険区域，河川区域等防災関連法適用が指定されている緑地の保全 • 市街地や集落地等に近接する斜面地のうち，災害危険区域を内包するものについては，積極的に保全 • 海から人々の生命や財産を守るため，生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮しながら，海岸保全施設の整備や改良を促進
	災害危険区域を内包する緑	• 地形・地質条件等から防災上の開発制限区域（土の安息角を越える地区や地質等の条件から開発に適さない地区）と判断される市街地に近接する斜面緑地は，災害の防止を図る緑地として保全
都市災害の防止・緩和に資する緑地の保全・整備	火災の延焼防止機能有する緑地	• 街路樹が延焼防止機能を有していることから，主要都市計画道路の市街地を対象に，道路の緑を創出 • 市街地の河川沿いの緑化を進め，河川を活かした延焼防止機能を有する緑を創出
	一般市街地と工業地等とを分離する緑	• 市街地に隣接する大規模工業地については，緩衝機能を有する緑地の確保を誘導・要請
防災機能を有する都市公園・緑地の整備	避難地・避難場所	• 耐震性貯水槽，備蓄倉庫や浸水被害軽減のための調整池等を備え，災害時に避難地となる防災公園は，面積10ha以上の公園を広域避難地，その他の公園を一時避難地として位置づけ，計画的な整備 • 一時避難地である街区公園,近隣公園等における防災倉庫,防災用備品の備え付け，防災性の高い施設整備など，防災機能強化を推進 • 広域避難地であり，防災公園として整備しているバンブー・ジョイ・ハイランドの機能強化 • 幅員4m未満の狭隘道路を中心とした市街地については,地域の協力を得ながら防災・救助活動の場となる広場やポケットパークの確保並びに民有地の緑化を促進
	避難路	• 市街地を対象に，都市計画道路や河川等を中心とした避難ルートのネットワークを創出 • 市街地内の都市計画道路については，安全に迅速な避難行動をとりうるよう避難機能をもつ緑の軸として整備 • 狭隘道路が多い地域では，防災面と歩行者，車の共存を図るため，計画的な生活道路の整備（沿道の緑化や囲障の改善等を含む）を積極的に推進

４）景 観 構 成 系 統

景観構成系統の緑は，市街地の背景には身近に良好な山並みを有し，南部は瀬戸内海に向かって開かれるなどの大景観を構成しています。さらに，歴史的な面影を残しながら形成されている市街地が良好な自然環境に溶け込んでいる都市景観などを構成する緑地の保全・整備により，竹原特有の大景観の維持並びに特徴的な市街地景観の向上を図っていきます。

表４－５ 景観構成系統の緑の配置方針（１／２）

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
大景観を構成する緑地の保全・整備	市街地を包み込む自然地域景観を構成する緑地	• 市域北部の畠山を中心とする東西方向の山系，黒滝山から烏帽子形山や蟻ヶ平山を経由して北部方面に続く山系，本市と安芸津町との境界から吉名町へと続く都市計画区域沿いの山系は，市街地や主要幹線道路等から重層的に望視でき，竹原らしさを認識させるランドマークやスカイラインとなるなど，良好な都市景観を構成する緑地として保全 • 竹原地域の市街地に隣接する高山から城山にかけての山系，朝日山及び南島を中心とする山系，並びに各地の市街地後背地に広がる斜面緑地は，市街地を認識させるランドマークやバックスクリーンとなるなど，市街地背後の四季の変化に富んだ緑地として保全 • 朝日山，黒滝山等の大景観を認識できる眺望点の確保及び整備
	田園景観を構成する緑地	• 市街地周辺部に広がる水田や畑地等の田園緑地や集落地は，竹原固有の集落地景観を形成しており，平坦部や斜面農地を保全するとともに，一帯の集落地については，特徴的な集落地景観を阻害しないように配慮 特に，大規模太陽光発電の設置についてのルール化等について検討 • 北部の谷沿いに形成されている農地や丘陵地と一体となる農地は，良好な郷土景観を構成する緑地として保全
	海浜景観を構成する緑地	• 吉名町から忠海町にかけての海岸線は，美しい海浜や自然緑地の保全並びに自然景観の回復を図るとともに，この一帯の建築物等については，海岸線の風致を阻害しないように配慮
	軸景観を構成する緑地（主要河川）	• 賀茂川は，水辺の軸（河川軸景観）として市街地に潤いや変化を与えており，都市景観上重要な緑地として，河川環境の保全・育成
	軸景観を構成する緑地（主要道路）	• 市街地の発展構造を反映した東西・南北軸の十字構造（国道185号と同432号）が，市街地の軸景観を構成しており，緑の軸として整備・育成

表４－５ 景観構成系統の緑の配置方針（２／２）

計画の方向	緑の類型	計画及び対象地
市街地景観を構成する緑地の保全・整備	軸景観を構成する緑地（小河川）	• 本川や江戸堀川周辺など，歴史的な水辺景観や周辺景観を育成するため，地域の特性に応じた緑化やオープンスペースの確保を図るとともに，河川沿いの歩行者空間の確保や橋梁などの工作物の工夫，地域景観を阻害しない建築物等を誘導 • 郷川，大乗川及び大砂川等の地域の小河川は，地域の潤い空間として特徴的な水辺景観や周辺景観を保護・育成するものとし，地域の特性に応じた緑化やオープンスペースの確保を促進
	軸景観を構成する緑地（生活道路等）	• 町並み保存地区周辺は，歴史的環境を活かしたオープンスペースの整備，屋外広告物等のデザイン統一の誘導など，地区計画制度や景観重点地区制度を導入した街並み形成を促進 • 特色ある街路樹等による緑化の推進や，沿道空間と一体となった連続感のある町並み形成，さらには高齢者等にも配慮したやさしい歩行者空間を育成 • 竹原駅前あいふる通り及び本川通りは，『竹原駅前エリアウォーカブルビジョン』に基づき，人が歩きたくなる・滞留したくなるための居心地の良い空間を創出するための緑を配置
	地域のランドマークとなる緑地	• 市街地内に点在する鎮守の森や社寺等と一体となる社叢並びに公園緑地は，地域の特徴的な景観ポイントとなるよう緑地を保全･整備 • 各地区の中心的役割を有する学校や身近な公園等については，地区を代表する景観ポイントとなるよう，景観重要樹木制度を活用したシンボルツリーの保全等を推進
	特色のある市街地景観を構成する身近な緑地	• 個性的な市街地景観を育成するため，地区の同質性（住宅や団地開発地，集落地，町並み保存地区，工業地や商業地等）を考慮した地区設定を行い，地区特性を活かした緑の保全・創出 • 主要交差点における辻広場の整備や公共施設等の緑化，地域や事業所の協力による広場等の育成，生垣や建築物への壁面，地域景観を阻害しない建築物等を誘導

２ 総合的な緑の配置方針

総合的な緑の配置は，それぞれの系統の緑が重複した機能を果たしていることから，環境保全・レクリエーション・防災・景観構成の各系統別の配置方針をもとに，総合的な視点から緑を類型化し，基本理念を実現する３つのテーマの基本的な方針として整理します。

表４－６ 総合的な緑の配置方針

系統別の方針	
環境保全系統	• 都市の骨格を構成する緑地の保全 • 優れた自然環境の保全 • 歴史的・文化的な緑地の保全 • 快適な市街地環境の育成
レクリエーション系統	• 日常生活圏のレクリエーション緑地の整備 • 広域生活圏のレクリエーション緑地の整備 • 歩行者ネットワークの形成
防災系統	• 自然災害の防止に必要とされる緑地の保全・整備 • 都市災害の防止・緩和に資する緑地の整備 • 防災機能を有する都市公園・緑地の整備
景観構成系統	• 大景観を構成する緑地の保全･整備 • 市街地景観を構成する緑地の保全･整備

将来像を実現するため３つのテーマで整理

３つのテーマ	基本的方向	計画及び対象地
みどりを守る 竹原固有の豊かなみどりを守りましょう	都市の骨格を構成する緑地の保全	• 竹原市全体の地形上の骨格となる緑地の保全（市域北部の畠山を中心とする東西方向の山系，黒滝山から烏帽子形山や蟻ヶ平山を経由して北部方面に続く山系，本市と安芸津町との境界から吉名町へと続く山系）
	里山の保全・活用	• 市街地を包み込む緑地の保全・活用（高山から城山にかけての山系及び朝日山山系等の身近な緑地の保全を通して，楽しむ場づくりや眺めて楽しむ森づくりを推進） • 市街地周辺部の斜面緑地への開発が見られる地区については,緑地の連続性の回復を図るなど､市街地を取り囲む緑の周縁軸を育成
	集落地景観の保全	• 市街地周辺に広がる農地を保全し，一帯の集落地については，特徴的な集落地景観を阻害しないように配慮 • 北部の谷沿いに形成されている農地や丘陵地と一体となる農地は，良好な郷土景観を構成する緑地として保全
	海岸線の保全・活用	• 吉名町から忠海町にかけての海岸線は，美しい海浜や自然緑地の保全並びに自然景観を回復
みどりを創る 道路や河川などまちの基盤となるみどりを創りましょう	まちの緑（歴史・生活軸）の軸づくり	• 市民の生活を支える主要都市計画道路等を緑の軸として整備・育成 • 中心市街地を中心として文化軸の整備・育成（町並み保存地区や塩田等の歴史的環境に配慮した道路空間の創出及びこの一帯の建築物等は，風致景観を阻害しないように誘導）
	水辺の軸づくり	• 良好な水辺環境を有する賀茂川等の河川は，環境軸として河川環境の保全・育成 • 歴史的水辺空間や生活に密着した小河川は，地域の特性に応じた緑化やオープンスペースを確保
	身近な公園・広場づくり	• 身近な公園について利用圏域等を踏まえ，適切に再配置し，街区公園や広場等の系統的な整備 • 子供から高齢者まで市民の多様なニーズやバリアフリーに対応した公園の整備 • あいふる通りや本川通りを公園のような雰囲気で，居心地が良く，歩きたくなる空間の創出
	自然・文化とふれる緑の拠点づくり	• 都市基幹公園については，住民の多様なニーズを踏まえ，民間活力を最大限活用し，まちを彩る公園として整備 • 地域の歴史的・自然的資源を活用し，市民の精神的な拠り所となる緑の確保
	地域らしさを創出する公共公益施設の緑づくり	• 庁舎・学校・地域交流センター等の公共公益施設は，地域における緑の拠点として位置づけ，敷地外周部の緑地帯（生垣等）化や建物の壁面・屋上緑化を推進 • 公共住宅は，ゆとりと潤いのある住環境にするための緑化を促進 • 都市基幹公園の計画的な再編と整備，計画的な予防保全を踏まえた適切な維持管理 • 自然・文化等とのふれあいの場など，地域の特性を活かした緑の拠点の整備
	災害に強い緑づくり	• 災害時における避難場所の確保や突発的なゲリラ豪雨を踏まえた公園の防災機能の向上 • 主要道路への避難路となる生活道路の確保と併せ沿道の緑化 • 生活道路づくりの中で緑化の推進
みどりを育む みんなで身近なみどりを育みましょう	緑に対する市民意識の醸成	• 学校教育や地域交流センター活動における環境学習の促進 • 緑に関する情報提供
	緑づくりへの支援体制の充実・強化	• 公園の里親制度を基本に，市民主体の公園づくり並びに自主的な管理・運営体制の充実 • 住民団体との協働体制づくり
	民有地の緑化推進	• 生垣及び建物の壁面・屋上緑化の推進 • 町並み保存地区，住宅地，集落地，商業・業務地，工業地など地域特性に応じた緑化の促進

図４－１ 総合的な緑の配置方針図

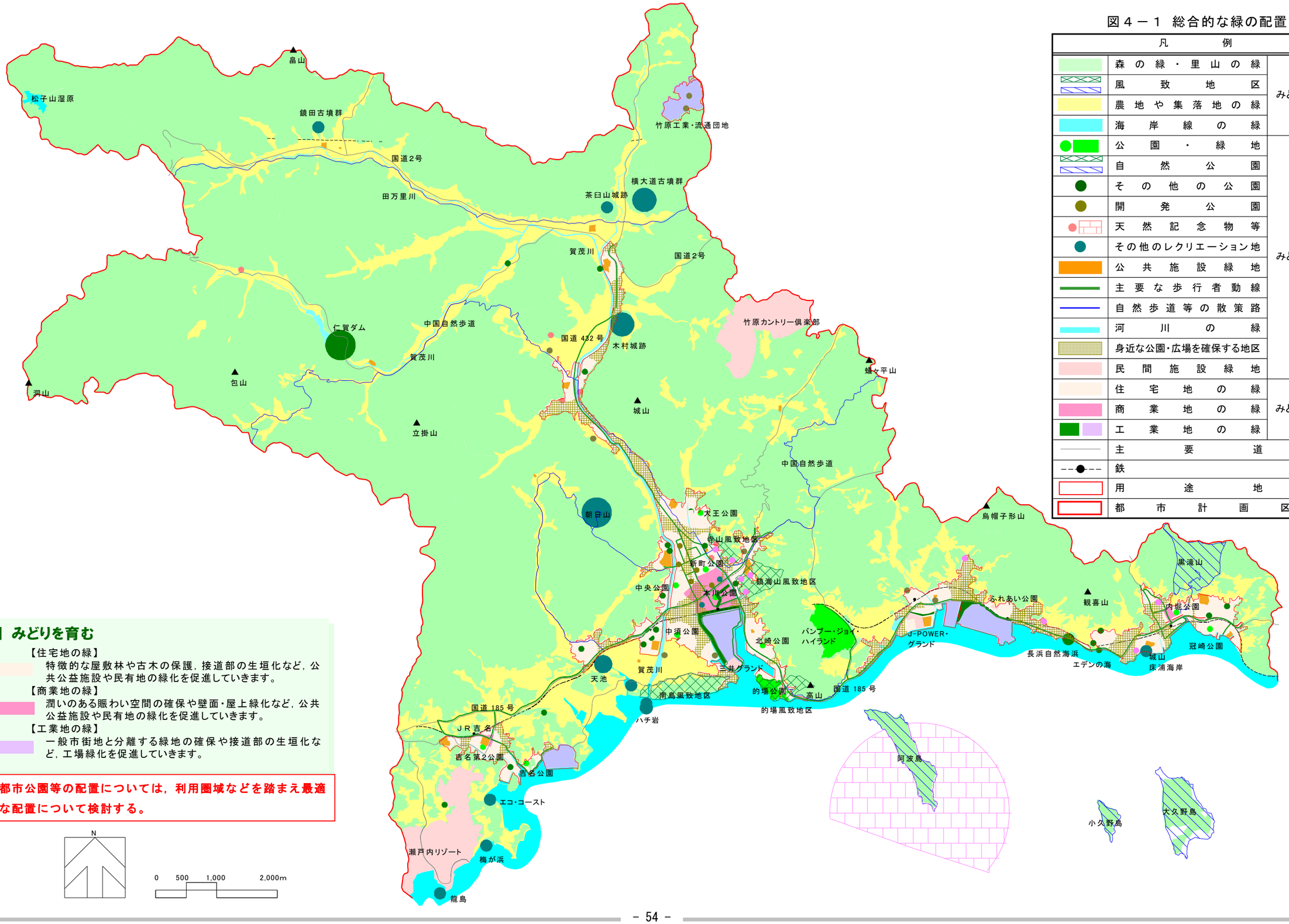

凡例		
	森の緑・里山の緑	みどりを守る
	風致地区	
	農地や集落地の緑	
	海岸線の緑	
	公園・緑地	みどりを創る
	自然公園	
	その他の公園	
	開発公園	
	天然記念物等	
	その他のレクリエーション地	
	公共施設緑地	
	主要な歩行者動線	
	自然歩道等の散策路	
	河川の緑	
	身近な公園・広場を確保する地区	
	民間施設緑地	
	住宅地の緑	みどりを育む
	商業地の緑	
	工業地の緑	
	主要道路	
	鉄道	
	用途地域	
	都市計画区域	

□ みどりを育む

【住宅地の緑】
特徴的な屋敷林や古木の保護，接道部の生垣化など，公共公益施設や民有地の緑化を促進していきます。

【商業地の緑】
潤いのある賑わい空間の確保や壁面・屋上緑化など，公共公益施設や民有地の緑化を促進していきます。

【工業地の緑】
一般市街地と分離する緑地の確保や接道部の生垣化など，工場緑化を促進していきます。

※都市公園等の配置については，利用圏域などを踏まえ最適な配置について検討する。

N

0　500　1,000　2,000m

第５章　緑地の保全及び緑化推進のための施策

１　施策の体系

２　施策の展開

1 施策の体系

緑の将来像を実現するため，次の３つの基本方針に基づく施策展開を行ない，『**みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら**』の実現を図ります。

表５－１ 施策の体系

理念	基本方針	施策の方向	施策の展開
みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら	**1)みどりを守る** 竹原固有の豊かなみどりを守りましょう！	(1)都市の骨格を構成する緑地の保全	① 竹原市森林整備計画に基づく森林の保全・育成 ※保安林，国有林，自然公園，県緑地環境保全地域，史跡・名勝・天然記念物，急傾斜地崩壊危険区域等の防災関連法適用などの積極的な運用
		(2)里山景観の保全・活用	① 風致地区（都市計画法）等の指定 ② 造成法面等の緑化
		(3)集落地景観の保全	① 優良農地の確保と農地の多面的利用の促進(農業振興地域の整備に関する法律) ② 集落地景観の保全・創出
		(4)海岸線の保全･活用	① 県自然海浜保全地区の適切な維持管理 ② 自然海浜や干潟・藻場などの自然環境の保護及び復元
	2)みどりを創る 道路や河川などまちの基盤となるみどりを創りましょう！	(1)まちの緑の軸（歴史・生活軸）づくり	① 街路等の緑化（特徴的な街路樹の整備） ② 特徴ある交差点空間の育成 ③ 町並み保存地区や旧街道を認識する伝統文化・観光空間の保護・育成 ④ 植栽環境の改善や道路法面等の緑化
		(2)水辺の軸づくり	① 河川環境の整備 ② 河川や湖沼を中心とするビオトープ（生物生息空間）ネットワークづくり ③ 身近な水辺の整備
		(3)身近な公園・広場づくり	① 歩いて行ける公園･広場等の再編及び機能強化(概ね250mを誘致圏とした公園等の再編) ② 子供から高齢者まで市民の多様なニーズやバリアフリーに対応した公園の整備 ③ 来訪者にとって居心地が良く，歩きたくなる空間の創出
		(4)自然・文化とふれる緑の拠点づくり	① まちを彩る公園の整備（都市基幹公園） ② 自然との触れあい拠点づくり
		(5)地域らしさを創出する公共公益施設の緑づくり	① 庁舎･学校･地域交流センター等のシンボル緑化や接道緑化の推進 ② 地域らしさを創出する公営住宅の緑化
		(6)災害に強い緑づくり	① 防災機能を有する公園・緑地等の整備 ② 避難機能に配慮したうるおいのある歩行者・自転車空間の育成 ③ 生活道路づくりの中での緑化の推進 ※コミュニティ道路や幅員4m未満の狭隘道路などの道路整備に際し，歩行空間への緑化の推進

表５－１ 施策の体系（つづき）

理念	基本方針	施策の方向	施策の展開
みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれる	3)みどりを育む みんなで身近なみどりを育みましょう！	(1) 緑に対する市民意識の醸成	① 環境学習の推進 ※学校教育や地域交流センター活動における環境学習の促進 ② 緑に関する情報提供 ※緑化イベントの開催，緑に関する講習会等の開催，相談員の配置，パンフレット等の作成・配布
		(2) 緑づくりへの支援体制の充実・強化	① 市民主体の公園づくりや管理・運営体制の充実 ※公園の再整備及び公園・道路・河川と養子縁組し 里親となった地域住民が，掃除や植栽などを自主的に行なうことができるアドプトシステム制度への展開 ② 住民団体との協働体制づくり（団体の育成や緑化活動の協働）
		(3) 民有地の緑化推進	① 生垣の設置促進等による住宅地の緑化 ② 公開空地（建築基準法による総合設計制度等）の創出などによる商業地の緑化 ③ 緑地協定等による工業地の緑化 ④ 建築物の壁面・屋上等の緑化 ⑤ 開発時における緑化の推進

２ 施策の展開

１）みどりを守る〔 竹原固有の豊かなみどりを守りましょう！ 〕

前面に拡がる瀬戸内海の碧（みどり），市街地から周辺部に連なる山々の緑，これらの自然緑地と一体となる市街地，賀茂川沿いに形成されている田園地帯は，竹原固有の様相を呈しており，先代から受け継いできた大切な宝物といえます。

このため，竹原固有の魅力ある自然環境や市街地周辺の自然地域を保全・再生するとともに，農林業等を通してその環境や緑を維持していくことが重要です。

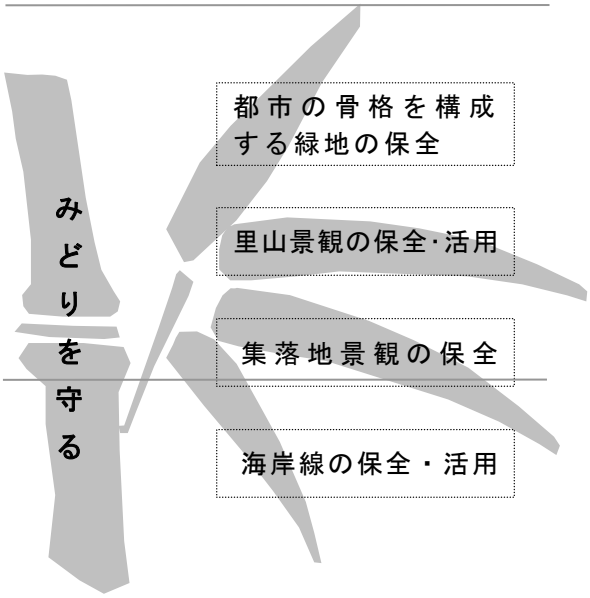

図５－１ 原風景を活かした緑地の保全･創出の概念図

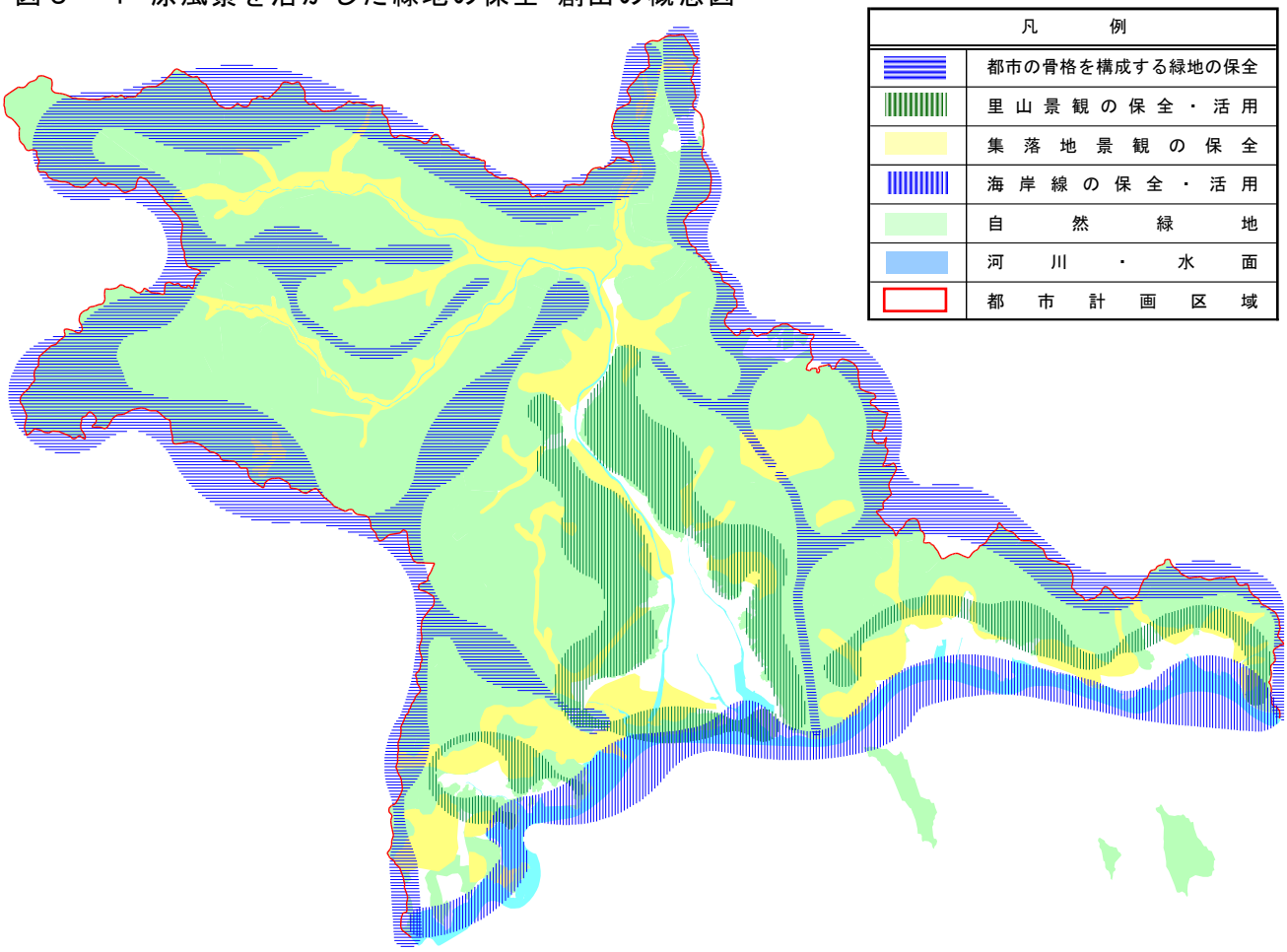

(1) 都市の骨格を構成する緑地の保全

黒滝山から烏帽子形山や蟻ヶ平山を経由して北上する山系，隣接市町の境界に位置する洞山や包山等の都市計画区域（行政区域）沿いの山系は，市域を構成すると共に市街地の形態を形づくるなど，都市の骨格を構成する緑地として，現在指定している永続性のある地域制緑地の法指定等により積極的に保全していきます。

都市の骨格を構成する緑地（上条地区周辺の山並み）

① 竹原市森林整備計画に基づく森林の保全・育成

森林は，良好な自然環境の保全及び形成，土地の保全や水資源の涵養，その他森林の有する公益的機能の維持増進に寄与しています。

このため，すぐれた自然の風景地を保護する自然公園，土砂の流出やがけ崩れ等の自然災害を防止する保安林，歴史的・文化的資産を保護するための史跡・名勝・天然記念物などが各地に指定されています。今後とも，これらの機能を発揮させ，各種の目的に応じた地域制緑地の指定を継続するとともに，竹原市森林整備計画にもとづき，地域制緑地の指定・拡大に努めます。

表５－２.既存の地域制緑地制度の一覧

森林を中心とした主な法制度による地域制緑地	
現在適用されているもの	• **自然公園（自然公園法）**：すぐれた美しい自然の風景地を保護していくと共に，その中で自然に親しみ，野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園 • **保安林（森林法）**：森林がその機能を健全に発揮できるよう維持管理するため，水源かん養，災害の防備，生活環境の保全といった目的別に保安林として指定する森林 • **国有林（森林法）**：国が森林所有者である森林及び分収林（国有林野に国以外の者が造林し，その収益を国及び造林者が分収する契約が結ばれた森林） • **砂防指定地（砂防法）**：治水上，砂防の為一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地 • **急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）**：崩壊するおそれのある急傾斜地で，居住者等に被害が及ばないよう，制限する必要がある区域 • **史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法）**：記念物のうち重要なもの，遺跡で歴史上・学術上価値の高いもの，庭園・峡谷・海浜･山岳並びに動植物等で学術価値が高いもの • **地域森林計画対象民有林（森林法）**：森林として利用することが適当な民有林
今後適用が考えられるもの	• **県自然環境保全地域(広島県自然環境保全条例)**：自然的社会的諸条件からみて，自然環境を保全するため必要があると認められる地域 • **景観重要樹木（景観法，竹原市景観計画（策定中））**：市民に親しまれる樹木であり，道路やその他の公共場所から容易に望見することができ，地域のシンボル性，希少性，歴史文化を特徴づける樹木を指定したもの • **地すべり防止区域（地すべり等防止法）**：地すべりしている区域又はおそれのある区域等で公共の利害に密接な関連を有するものを主務大臣（国土交通・農水）が指定したもの • **鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律）**：鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護，繁殖を図るために特に必要のある地区

(2) 里山景観の保全・活用

朝日山から中心市街地を眺望

市街地と一体となる自然地域及び山麓部などの里山（人里周辺の山林）は，色々な機能を有していますが，災害による緑の減少及び手入れがなされなくなったことにより，その機能が十分には発揮されなくなってきています。

これらの機能を有効に発揮させ，自然と共生するまちづくりを推進するためには，里山を地域づくり，人づくり，文化の継承の場として認識し，その利活用を進めていくことが大切です。

① 風致地区（都市計画法）などの指定

都市の中の風致を維持するために，町並み保存地区と一体的に良好な自然環境を形成している地区，史跡や神社仏閣等がある地区，並びに樹林地や水辺地等の良好な自然環境を有する地区など，竹原地区の市街地周辺の４箇所を風致地区として指定しています。これらの地区は，景勝地として本市を象徴する場となっており，良好な樹林地や風致を維持するため，今後とも指定を継続します。

また，市街地と一体となる樹林地や丘陵地，水辺地などの良好な自然的要素に富んだ地区が各地に分布しており，良好な自然環境の保護・育成が特に望まれる地区については，必要に応じて風致地区の指定に向けた検討を行います。

表５－３.風致地区一覧　　（令和2年3月末現在）

地区名	指定面積	指定年月日	特　　性
寺　山	9.46ha	昭和15年 ９月４日	• 竹原地区の中央北端に位置し，照蓮寺，西方寺等の古刹のある丘陵地帯の区域 • 区域の一部は町並み保存地区と重複
鎮海山	21.23ha	昭和15年 ９月４日	• 竹原地区の東部に位置し，村上掃部頭元吉の居城跡，磯宮八幡神社等のある鎮海山の区域
的　場	20.16ha	昭和15年 ９月４日	• 竹原地区の東南部に位置し，瀬戸内海を臨む区域 • 区域の大半は的場公園（総合公園）と重複
南　島	32.89ha	昭和15年 ９月４日	• 竹原地区の南端賀茂川河口に位置し，瀬戸内海を臨む丘陵南島の区域

② 造成法面等の緑化

山麓部に整備される道路や住宅地等においてでは，斜面を利用した緑化，森林の保全などにより自然度の高い環境を取り戻し，自然環境の向上を図っていきます。

法面緑化の例

（3）集落地景観の保全

本市の田園景観は，大きく２つに区分されます。一つは，水田を中心とした農地が広がり，農家が点在して，遠景としてなだらかな丘陵地が続く田園景観が，二つ目は，緩斜面を活用する樹園地と農家とが混在する集落地景観であり，それぞれ異なった魅力を持った風景が形成されています。

これらの特徴ある集落地景観を保全するため，農地及び周辺緑地景観の積極的な維持・利用への取り組みを進めていきます。

農地と自然緑地とが一体となる田園景観

緩斜面農地に広がる集落地景観

① 優良農地の確保と農地の多面的利用の促進

農地を利用の目的に応じて，「生産振興農地」，「多面的機能維持農地」，「生産・生活農地」に分類し，優良農地を確保するとともに，農地の効率的な利用を進めていきます。

特に，市街地内外の生産・生活農地は，生産の場のみならず，暮らしの豊かさとゆとりある生活を醸し出すことができる貴重な資源であり，地域の協力を得て，土と緑に触れ合える市民農園やスクール農園による活用を図りながら，良好な農地環境の保全に努めます。

表５－４.農地の分類の方向

分　類	内　　容
生産振興農地	集団的に存在する農地やほ場整備実施地域を中心に，農業生産を効率的に拡大するための農地利用を促進
多面的機能維持農地	中山間地域などの条件不利地域を中心に，農業生産に加えて多面的な機能を維持･増大するための農地利用を促進
生産・生活農地	都市近郊地域を中心に，非農業的土地利用との調整を図りながら，農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等，農業的土地利用を促進

注）**中山間地域**：一般的に山林や傾斜地が多く,耕地などが少ない地域。農林統計上の農業地域類型のうち,中間農業地域と山間農業地域とを合わせた地域及び特定農山村法,山村振興法などの地域振興５法指定地域のいずれかに該当する地域。

② 集落地景観の保全・創出

比較的規模の大きな農村集落においては,そのコミュニティの中心地となる地区を形成するため，学校や神社，寺などの周辺をコミュニティ空間と位置づけ，学校や神社，寺の緑化，街路樹による潤いのある歩行者空間の育成，公園・広場の整備など，地区特性に応じた環境整備を進めます。また，新規の住宅地開発等については，周辺の自然景観や集落地景観に配慮した景観の創出の誘導などに努めます。

(4) 海岸線の保全・活用

吉名地区から忠海地区にかけての海岸線は，人工護岸が大半をしめているものの，一部には自然海浜や干潟が分布しており，カニやゴカイをはじめとする水生生物やこれらを採餌するコサギ類などの水鳥の姿が見られます。特に，長浜の自然海浜や賀茂川河口部に残る自然海岸は，竹原を特徴づける自然景観となっており，これらの豊かな自然景観の保全や復元を図るための地域制緑地の指定の検討，並びに自然とのふれあいの場としての活用を図っていきます。

① 県自然海浜保全地区の適切な維持管理

長浜自然海浜保全地区

瀬戸内海においては，各種の開発等によって，自然海浜の減少が著しいことから，残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全・活用することが課題となっています。このため，「瀬戸内海環境保全特別措置法」によって関係府県は条例により，瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち，

1. 水際線付近において砂浜，岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
2. 海水浴，潮干狩り，その他これらに類する用に公衆に利用されており，将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

について，自然海浜保全地区として指定できる旨が規定されています。自然海浜保全地区では，工作物の新築等に関して届出制が採用され，自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られています。

本市においては，長浜地区がこれらの趣旨に適合する地区として位置づけられ，自然海浜の保全及び適正な利用を図っており，今後も指定を継続します。

② 自然海浜や干潟・藻場などの自然環境の保護及び復元

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため，開発等に伴い失われつつある藻場，干潟，自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開が求められています。このため，瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき，規制を主体とした保全施策が講じられており，広島県においても「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」（平成28年10広島県）に改訂され，瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策が定められています。

海岸環境整備事業(養浜等)で整備された的場地区

この計画に基づき，水産資源保護法に基づく保護水面，自然公園法，「広島県自然環境保全条例」，都市計画法，都市公園法，鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び森林法に基づく各種指定区域等を適切に設定し，藻場，干潟，自然海岸などの自然環境の保護・回復に努めます。

龍島周辺の干潮時は陸続きとなる干潟

また，積極的に自然とのふれあいの場としての海浜を造成するため，海岸環境整備事業（養浜等）や現在平方地区で整備されたエコ・コースト事業などにより，豊かで多様な海生動植物等の生態系及び自然景観等に配慮した海岸の保全や，環境教育・環境学習の場等として利用しやすい海岸づくりを促進します。

整備が進められている平方地区のエコ･コースト事業

２）みどりを創る〔 道路や河川などまちの基盤となるみどりを創りましょう！ 〕

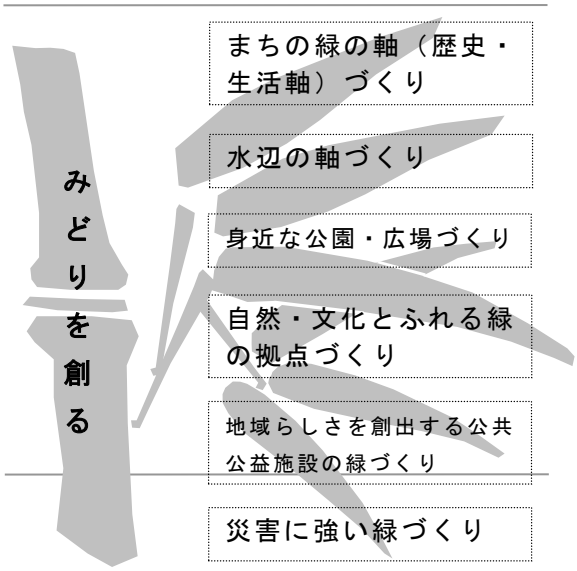

市街地及びその周辺は，豊かな自然環境に恵まれ，自然・歴史・人との触れあい拠点となる特徴的な緑の分布がみられます。

このため，竹原の特徴である豊かな自然・歴史的資源を活用した公園，人との出会いの場・ふれあいの場など，既存の緑地を含めて身近な位置に公園・広場を確保し，色々なところで様々なみどりづくりを進めることが必要とされています。

また，長く培われた伝統文化や恵まれた自然環境を活用して道路・河川の環境を整え，公共公益施設の緑を育成することにより，“自然・歴史・緑”が有機的に結ばれるネットワークを形成し，まちの基盤となる緑として創出していく必要があります。

これらは同時に,都市防災を念頭に置いた緑づくりとしての展開も求められています。

(1) まちの緑の軸（歴史・生活軸）づくり

市民の生活を支える生活軸である骨格的幹線道路は，竹原らしさを感じさせる豊かな美しい緑の軸として，地域特性に応じた街路樹による植栽やデザイン舗装整備に努めます。

また，町並み保存地区を中心として，現在の市街地が形成されており，竹原の歴史を感じさせる道路沿道は，町並みや史跡等の風情を次代に継承するよう歴史軸づくりに取り組みます。

市街地の緑の軸となっている都市計画道路

① 街路等の緑化

道路の緑である街路樹や，街路樹の下回りの緑化並びにモニュメント等の設置は，歩行者等への快適性の確保や，特徴的な市街地景観の形成に重要な役割を果たすものであり，市街地における緑の拠点をつなぐ重要な緑の軸となるものです。

このため，新設或いは改良される道路については，植栽可能な歩道部への植栽を進めるとともに，地域特性に応じたテーマ性のある緑化，花壇等の組み合わせ

を工夫し，緑の連続性の確保を進めます。その他の道路についても，歩行者空間の安全性等に配慮しながら，植栽可能な部分への植栽に努めます。

道路交差点付近に整備された頼山陽像

② 特色ある交差点空間の育成

竹原市のイメージアップを図るため，歩行者や車両の安全性に配慮しながら，主要交差点や橋詰広場でのモニュメントや，シンボルツリーの設置等によるシンボル緑化に努めます。

③ 町並み保存地区や旧街道を認識する伝統文化・観光空間の保護・育成

町並み保存地区や旧街道は，個性的な道路空間の創造，ゆとりと親しみのもてる道路環境の形成，及び各地域の特性を活かしたわかりやすい都市景観の育成が必要とされています。特色ある街路樹等の緑化の推進や，沿道空間と一体となった連続感のある町並み形成，さらには高齢者等にも配慮したやさしい歩行者空間の確保を図ります。特に，町並み保存地区周辺及び本川周辺は，歴史的環境を多く残しており，これらに親しめるオープンスペースの確保，屋外広告物等のデザイン統一や電柱撤去によって，すっきりした道路空間，美しい町並みの創出，さらには歴史的雰囲気を阻害しない建築物への配慮など，景観重点地区へ指定し，町並み保存地区と周辺地区が一体となった魅力ある景観形成に努めます。

歴史的な町並み景観に配慮して整備した道路空間

建築物と植栽が調和した魅力ある空間

④ 植栽環境の改善や道路法面等の緑化

街路樹の植栽環境を向上させるため，既存の植樹桝の改良や透水性舗装を推進する他，道路構造の改善等関係機関との調整を図っていきます。

また，道路景観の改善を図るため，コンクリート構造物の見られる地区については可能な部分への法面緑化に努めます。

（2）水辺の軸づくり

市街地と自然とを繋ぐ役割を果たしている賀茂川等の河川には，川を中心として形成された豊かな水辺に支えられて，優れた生態系（河川植生及び干潟などへの鳥類や昆虫等）が存在しています。

市街地中央部の豊かな生態系を備えた賀茂川

治水・利水機能の他，「生態系の保全・再生」に配慮しつつ，河川管理者である関係機関と協議調整を図りながら，景観や生態系等，水と緑が織りなす多様な河川環境の整備・保全を進め，市民が水辺に親しみ，多様な生きものが活動できる連続的な水辺の軸づくりを行っていきます。

① 河川環境の整備

水と緑が一体となったシンボリックな景観の創出，市民が自然と触れ合え，憩いの場や自然観察の場となり，多様な生物の生息環境を維持するため，賀茂川水系の河川整備計画に基づき，川の特性や地域の実情に配慮しながら，自然にやさしく親しみのある河川環境と緑の整備を促進します。

賀茂川に整備された親水公園

② 河川や湖沼を中心とするビオトープネットワークづくり

賀茂川は，生物や風などの自然を市街地に導く緑の環境軸として貴重な空間となっています。これらの自然環境を活かし，生物の生息しやすい環境にしていくために，生物の生息空間となるビオトープが連続する緑の空間づくりが大切です。

豊かな生態系を有する天池

このため，賀茂川を中心として拡がる湖沼や樹林地などの自然緑地，市街地内外の公園・緑地，並びに農地と連担しながら，ビオトープ機能を持った生物の移動空間に適したネットワークづくりに努めます。

③ 身近な水辺の育成

往時を偲ばせる本川の雁木

地域の中小河川は，身近な水辺空間・レクリエーション空間として利用され，水や生き物とふれあうことができ，季節とともに市街地景観に彩りを与える緑として，整備していくことが大切です。

このため，水害のない安全な川づくりと併せて，より豊かな水辺空間を創造し，いきいきした交流の場を演出するとともに，地域の豊かな自然と美しい景観に調和した，良好な空間を形成する水辺づくりを進めていきます。

(3) 身近な公園・広場づくり

身近な公園づくりについては，子供から高齢者まで広く利用され，身近なレクリエーションやコミュニティの形成の場，さらには災害時の避難場所にもなることを想定しながら，その充実を図っていきます。

① 歩いて行ける公園・広場等の整備

都市部における住区基幹公園は，将来における利用者数，誘致圏や生活単位に応じた地域区分，竹原市立地適正化計画における居住誘導区域，土砂災害特別警戒区域などの災害リスクなどに配慮しながら均等配置（負担無く歩ける距離として街区公園の誘致圏である250m程度）を行い，公園や広場の質的，量的な不足及び適正な再配置を検討し，必要に応じて都市計画変更の手続きを実施します。

また，多様化する住民ニーズや厳しい財政状況，多発する災害リスク等に対応するため，老朽化した公園施設の計画的な改修及び維持管理を行なっていきます。新たな整備する公園や適切な再配置等に伴う再整備する公園については，積極的に住民との合意形成を図り，市民参画の機会の拡大に努めます。なお，市街地外については，学校，地域交流センターや集会所等の既存公共施設を活用した緑の拠点施設としての育成を図る他，各施設を有機的に連絡するネットワーク化を進めていきます。

図５－２.身近な公園・広場の配置概念図

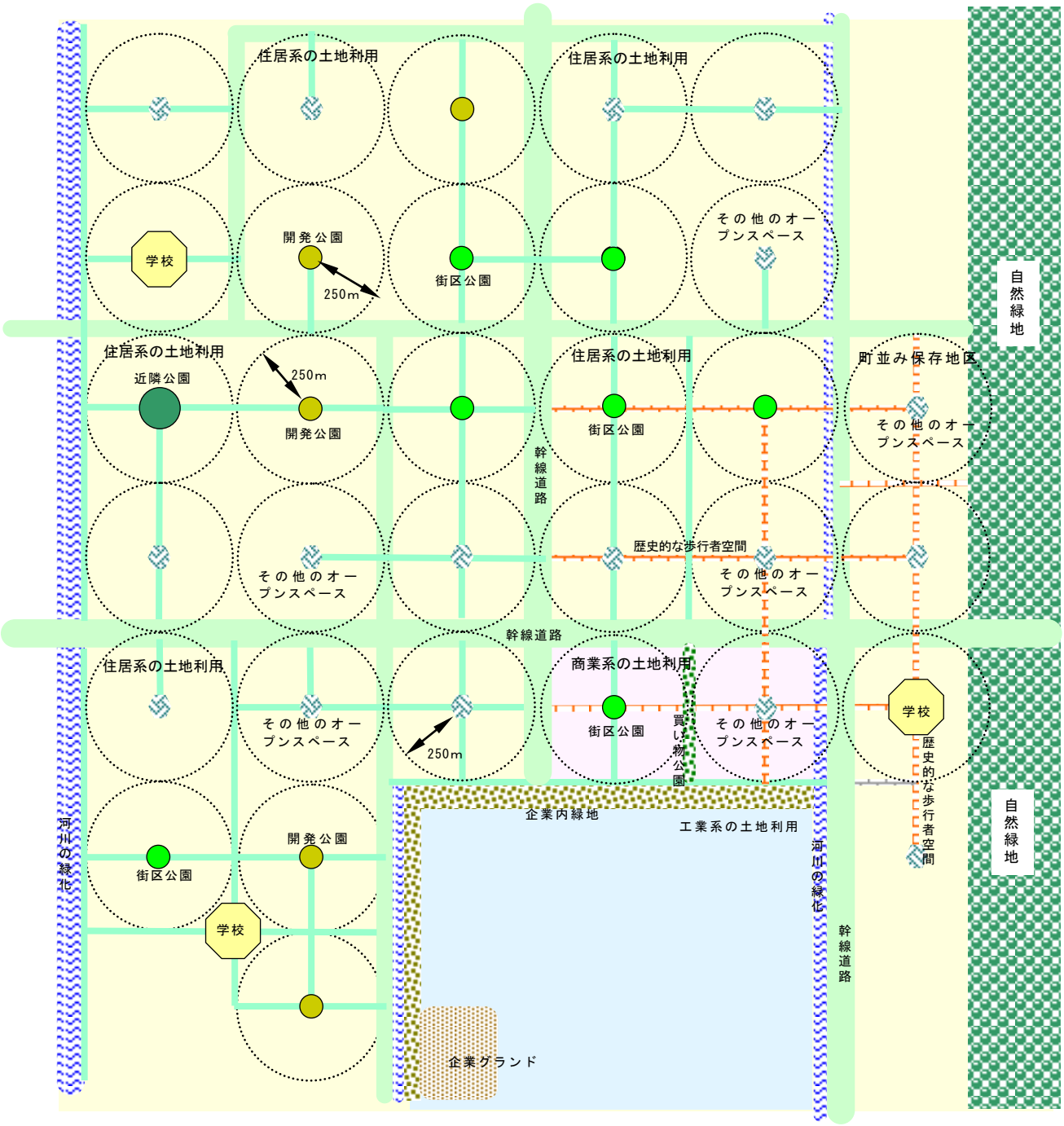

- 市街地形態や人口密度等に配慮して，身近な公園を小規模に均等配置するものとしています。
- 住居系土地利用においては，開発公園などのその他のオープンスペースに配慮しながら，概ね250mを誘致圏として配置します。
- 商業系・工業系土地利用においては，地域特性に応じて適宜配置するものとし，良好な市街地環境の育成を図ります。
- 各公園やオープンスペースを連絡する歩行者空間については，潤いある空間を育成するものとし，特徴的な街路樹による緑化を進めるとともに，区画道路については民有地の緑化を促進します。

② 子供から高齢者まで市民の多様なニーズやバリアフリーに対応した公園の整備

子供から高齢者まで，誰もが身近なみどりに触れ子供から高齢者まで，誰もが身近なみどりに触れられるように，バリアフリーへの対応やユニバーサルデザインの導入などするとともに，地域特性を活かした個性的な公園づくりを目指します。特に，本市の海の玄関口に位置する的場公園については，水辺地や丘陵地等の良好な自然環境を保持している地域特性を最大限活かすべく，四季を通して市民が自然と触れ合える公園として活用していきます。

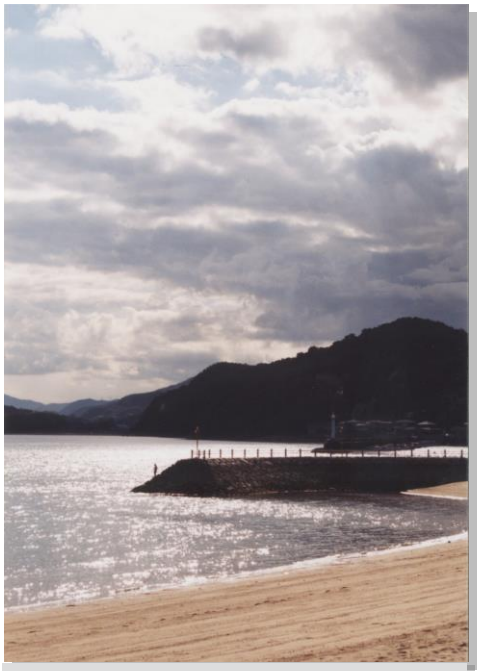

整備された的場海岸の夕日

③ 来訪者にとって居心地が良く，歩きたくなる空間の創出

竹原駅前エリアにおいて，来訪者にとって居心地が良く歩きたくなる空間を創出するため，エリアの将来像や基本方針，将来像実現のための取組などを示した『竹原駅前エリアウォーカブルビジョン』（令和3年2月）を策定しました。駅前エリアを訪れる人が，公園のように楽しい空間で笑顔に溢れる姿を日常的に見ることができる風景をイメージして『竹原駅前Smile Parkはじめました！』をコンセプトにウォーカブルなまちづくりを進めていくこととしています。

竹原駅前エリアでの居心地の良い滞留空間

まちなかへ滞留できる芝の設置や，来訪者をおもてなしするための植樹帯への花植えなど，官民連携での取組を進めていきます。

（4）自然・文化とふれる緑の拠点づくり

潤いのある都市空間の形成や，市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに，大規模公園などの施設緑地を整備し，自然・文化と触れ合える緑の拠点づくりを進めていきます。

これらは，歴史・文化が育んだ地域資源を活用した個性あふれる緑の拠点，四季それぞれに楽しめる緑の拠点，水辺環境を生かした拠点，市民の触れあい拠点など，様々な緑の拠点づくりとして，個性的な緑の文化都市を形成していきます。

① まちを彩る公園の整備（都市基幹公園）

都市に活力と潤いを創出するとともに，都市生活の中に，心の豊かさを実感できる空間として，また災害時における避難活動や救援活動の拠点として，都市基幹公園を位置づけ，防災機能の充実や各施設の適正な維持管理に努めます。

桜が咲き誇るバンブー・ジョイ・ハイランド

総合公園としては，バンブー・ジョイ・ハイランドと的場公園を都市計画決定し，休息や散策，スポーツ・レクリエーション等幅広い市民ニーズに対応する機能整備を進めています。

両公園については，市内外から多くの利用者が来訪していることも踏まえ，多様な世代の多様なニーズに対応し，楽しめる施設の充実に努めるために，Park-PFI（公募設置管理制度）など民間資金，指定管理者制度による民間ノウハウなど，民間活力を最大限活用する手法について検討します。

良好な水辺や樹林地を有する的場公園

② 自然との触れあい拠点づくり

多くの歴史遺産や伝統文化が継承されてきましたが，その中核である町並み保存地区及びその周辺の緑は，物心両面にわたる本市のシンボルとなっています。このため，地域の歴史的・自然的資源を活用し，その復元や整備により都市に風格と潤いを与え，市民の精神的な拠り所となる緑の確保を進めていきます。

また，市民が緑に触れ合える空間である中国自然歩道や，各地のハイキングコースの整備や利便性の向上を推進すると共に，周辺の緑を含めた適正な維持管理

に努め，安全で快適に楽しめる施設としての充実を推進していきます。

水辺環境を活かした拠点としては，賀茂川の上流に整備されている仁賀ダム，天池，長浜自然海浜保全地区，海岸部に残されている干潟等を位置づけます。

地域資源を活かした拠点

- **地形等資源 ----- 黒滝山，朝日山，エデンの海**
- **文化的資源 ----- 寺山風致地区，鎮海山風致地区，的場風致地区，南島風致地区，木村城跡，横大道古墳群周辺，茶臼山城跡周辺，鏡田古墳群周辺，**

水辺環境を活かした拠点

- **河川緑地 ----- 仁賀ダム，賀茂川河川緑地**
- **湖　　沼 ----- 天池**
- **干 潟 等 ----- 龍島，平方，ハチ岩**
- **自然海浜 ----- 長浜**

(5) 地域らしさを創出する公共公益施設の緑づくり

市役所，学校，地域交流センター等の公共施設は，地域のコミュニティの拠点として不特定多数の人達が利用する施設であり，地域のシンボルとなる緑化やふれあい拠点として育成していくことが大切です。

① 庁舎・学校・地域交流センター等のシンボル緑化や接道緑化の推進

地域のシンボル緑化が可能な小中学校，市民が日常的に利用する市役所や地域交流センター等を，地域の緑の拠点として位置づけ，特徴的な植物やシンボルツリーの設置など質・量ともに良好な緑化を進めていきます。

旧福祉会館敷地の特徴的な樹木

市街地の公共施設については，緑の見える量に重点をおいて接道緑化を進めるものとし，敷地面積の概ね 10%以上を緑化することを基本目標として，各種の施設らしさを創出する緑化を目指します。

② 公営住宅の緑化

市民に健康で文化的な住宅を供給する公営住宅は，緑の面についても民間住宅のモデルとなるような，質の高い緑化を進めることが求められています。このため，シンボルとなる樹木の植栽や接道部の緑化，駐車場への緑被の大きな樹木の植栽，及び居住者の協力を得ながら，フラワーポットの

丸子山市営住宅の緑化状況

設置など工夫を凝らした緑づくりに取り組み，公営住宅が地域の緑のリーダーとなるよう緑化を進めます。

（6）災害に強い緑づくり

緑を基盤とした安全性の高い市街地空間の形成は，災害時の避難場所となる公園・緑地の確保，身近な緑・オープンスペースのネットワークづくりが大切です。

① 防災機能を有する公園・緑地等の整備

木造密集地区や狭隘道路（幅員４ｍ未満）を中心とした地域においては，安全な市街地の形成が必要とされています。このため，危険地区の改善の他，防災公園であるバンブー・ジョイ・ハイランドとの連携を図りつつ，災害時における避難場所や援助活動の場となる身近な公園・広場やポケットパークの確保，防災機能向上を進めていきます。

竹原火力発電所に整備されている緑地

特に，近年は突発的に頻発しているゲリラ豪雨の影響により，市街地での浸水被害多く発生していることを踏まえ，公園・緑地等の嵩上げによる住民避難の促進や日常的な避難訓練としての活用など，防災公園としての施設整備や利活用を推進していきます。

新型コロナウィルス感染症拡大を契機として，「三つの密」の回避，感染症拡大防止と経済社会活動の両立を図るため，都市生活に潤いをもたらす公園・緑地等オープンスペースの充実を図ります。

また，市街地に隣接する大規模工業地等については，緩衝機能を有する緑地の確保を誘導していきます。

② 避難機能に配慮した潤いのある歩行者・自転車空間の育成

安心して歩いて暮らせるまちを目指し，広幅員の歩道や滞留スペースを整備するなど，歩行者と自転車が安全に通行・共存できる空間を確保していきます。特に，市街地においては，歩道・自転車道の設置される都市計画道路等の避難機能を高めるとともに，賀茂川等の河川管理道路の連携により，安全でうるおいのある自転車・歩行者空間のネットワーク形成を図っていきます。

都市計画道路　楠通成井線

③ 生活道路づくりの中での緑化の推進

住宅地などの生活道路については，歩行者・自転車の安全確保のために，緑豊かな自歩道の設置や道路のすみ切りを行うなど，地域の人々が安心して歩ける道路整備を行なっていきます。また，狭隘道路（幅員 4m未満）を中心とした市街地においては，緊急車両の通行が可能となる生活道路（コミュニティ道路等）や細街路を整備し，歩行空間には地域を特徴づける街路樹や花壇による緑化を進めていきます。

細街路整備に併せてフラワーポットの設置

３）みどりを育む〔 みんなで身近なみどりを育みましょう！ 〕

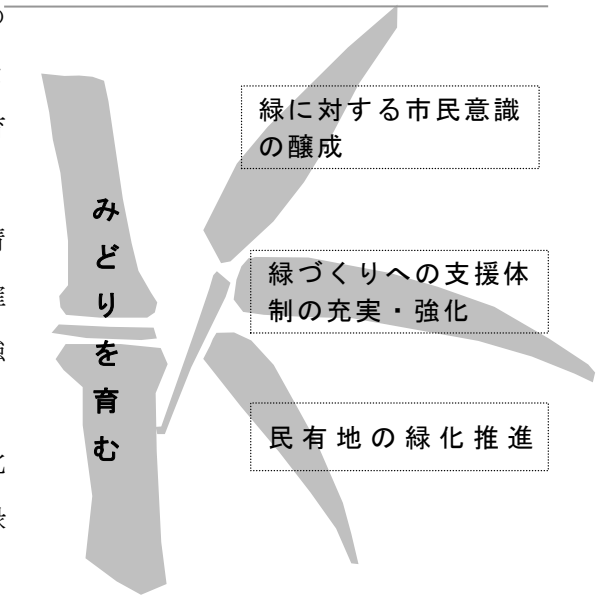

身近に接することができる自然環境や地域の緑に深い関心を持ち，知識を深め，親しむことは，緑豊かでゆとりと潤いのある地域環境を育むうえで大変重要です。

このため，様々な活動を通じて緑に関する情報を提供するとともに，住民からの相談に的確に対応する体制を整え，緑化団体などの連携強化や指導者の育成などを進めていきます。

さらに，市街地の過半を占める民有地の緑化や緑地を育んでいくことが，総合的な都市の緑化を進めるうえで何よりも大切です。

そこで，民間施設など民有地についても，重点的に緑化を促進すべき地区の指定や，緑地協定制度などを活用しながら，緑豊かな市街地環境を形成していきます。

(1) 緑に対する市民意識の醸成

都市緑化を推進するには，行政はもとより，できるだけ多くの市民に緑への関心を高めてもらうことが必要です。そこで，幼児から高齢者まであらゆる年齢層の人々に対し，それぞれの段階に応じた環境教育を行っていくとともに，緑に関する情報を発信し，市民の緑意識の育成に努めます。

① 環境学習の推進

学校教育や地域交流センター活動において環境教育，環境学習の機会の確保を進めるとともに，緑や自然に関する観察会や樹林管理の体験など体験型のイベントの開催に努めます。また，環境教育の継続的，効果的な実施のための人材の育成，確保に努めるとともに，環境学習，イベント開催のための人材情報の提供を行ないます。

② 緑に関する情報提供

イベントの開催やパンフレットの発行など，さまざまな機会を通じて緑に関する情報の提供を行い，緑の普及啓発に努めます。

○緑化イベント等の開催：本市及び NPO 法人，市民団体との協働により，バンブー・ジョイ・ハイランド等の公園を活用した「さくらフェス」やフリーマーケット等のイベントを定期的に開催し，市民の緑化意識の向上

に努めていきます。

○緑に関する講習会等の開催：花壇づくりや園芸など緑に関する講習会を開催し，市民の緑化意識の向上を図るとともに，地域緑化のリーダーとなる人材の育成に努めます。

○支援体制づくり：地域の緑化を進めていくためには，緑に関する専門的な知識や技術が必要になります。そのため，関係機関の協力を得ながら，地域緑化を技術的に支援するための体制づくりを進めます。

○パンフレット等の作成・配布：緑の普及啓発を図るため各種のパンフレット等を作成・配布します。

(2) 緑づくりへの支援体制の充実・強化

緑を守り・育て・緑化を推進するには，できるだけ多くの市民に緑への関心を高めてもらい，緑化活動に参加していただく必要があります。そこで，現在展開している公園の里親制度を基本としながら，ボランティアの育成など緑化を推進するための支援体制の充実強化に努めます。

① 市民主体の公園づくりや管理・運営体制の充実

地域ニーズに対応した公園づくりや自主的な公園の利用・運営が求められており，現在進めている竹原市公園里親制度や公園芝生化事業を推進するとともに，住民主体の公園の活用について各種団体と連携した取組を進め，公園利用者の利便性向上に努めます。

また，公園という公共空間の利用について竹原市都市公園設置及び管理条例等で定めている利用制限・禁止事項などを踏まえ，市民や各種団体が気軽に利用できるルールを作り，民間利用の促進を図ります。

公園芝生化事業により自主的に管理されている本川公園

② 住民団体との協働体制づくり（団体の育成や緑化活動の協働）

緑のまちづくりを進めるためには，様々な形で市民の活力を活かしていく必要があります。そのため，緑に対するボランティアや住民団体の育成を図るとともに，地域の緑化推進や緑地の管理，公園の運営など幅広い分野での緑のまちづくりの協働体制づくりを行っていきます。

（3）民有地の緑化推進

生垣は，良好な市街地環境や美しい街並みを形成し，地震に際しても，ブロック塀のような倒壊の危険がありません。また，土地の高度利用が望まれる地域においても，建物の周囲や壁面等への緑化は，都市生活に緑を取り入れ，魅力ある都市空間を創出するうえで大切な要因となっています。

そこで，民有地についても，緑の持つ多様な機能に着目した質の高い緑化が図られる必要があり，地域の特性を踏まえながら緑のまちづくりを促進していきます。

大乗ハイツの民有地の緑化の例

電線を除去することにより快適な都市景観を創出

① 生垣の設置促進等による住宅地の緑化

快適な居住環境と緑豊かで潤いのあるまちなみの形成を目指し，住民の連携・協働により，地域の特性に応じた生垣や庭先，ベランダの緑化などをきめ細かく展開するための措置を講じていきます。

また,狭隘道路（幅員４ｍ未満）を主体とする住宅地においては,区画道路の役割の理解を得ながら,細街路整備と併せた潤いのある住環境を育成していきます。

図５－３　２項道路制度（建築基準法）に伴う緑化イメージ

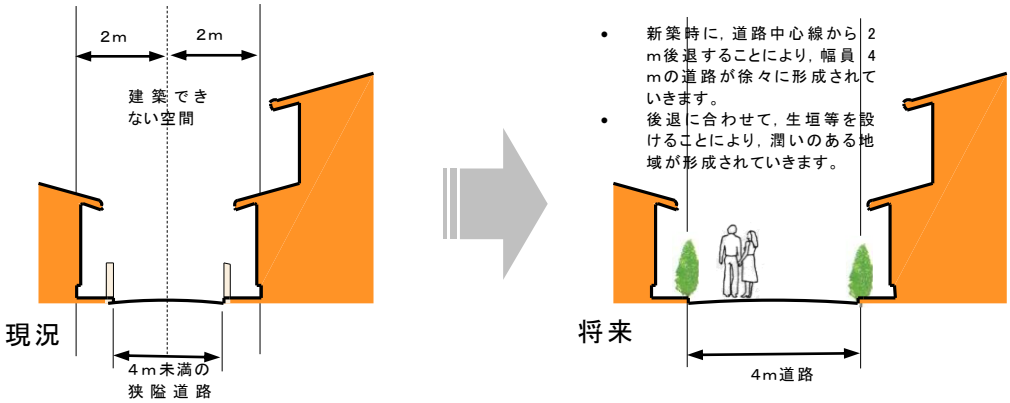

② 公開空地の創出などによる商業地の緑化

多くの人々が集まり賑わいの場所となる商業地などでは，緑化スペースを確保し，緑に包まれた環境を育成するため，総合設計制度等による公開空地の確保，事業所や事務所などの敷地・建物への緑化，並びに街路事業に併せた壁面線後退による緑化などの協力要請に努めます。

建物前面に整備されている公開空地

③ 緑地協定等による工業地の緑化

工場・事業所等においては，周辺の生活環境の保全や快適な労働環境を創出するため，外周部の緑地帯の設置や接道部の緑化を進めるなど，人々に親しまれる工場・事業所づくりを促進していきます。

敷地の一角に整備されている緑地

工業地に整備されている緑地帯

特に，計画的に整備された工業団地については，自主的に緑にあふれた良好な環境を維持・育成するため，樹木の種類や植える場所などの緑のまちづくりを行なう緑地協定制度の活用を呼びかけ，その締結を促進していきます。

また，一般市街地においても，樹木や緑地の保存，並びに緑や水辺を積極的に取り入れ，良好な市街地環境の育成を目指すよう制度の活用を働きかけていきます。

④ 建築物の壁面・屋上等の緑化

緑の少ない市街地においては，市街地の気温上昇の緩和や市街地景観の向上など地域レベルに貢献する他，身近に潤いとやすらぎのある場ともなる建築物の屋上や壁面への緑化に取り組んでいきます。建築物の緑化については，都市緑地保全法において，事業者等が作成する建築物の屋上や敷地内の空地等における緑化に関する計画（緑化施設整備計画）を市長が認定し，緑化施設の整備を支援する制度が創設（平成13年５月）されています。この緑化施設整備計画認定制度（注）を活用しながら，既成市街地における緑化の促進に努めます。

注） 緑化施設整備計画認定制度は，都市緑地保全法に基づき，市が定めた緑の基本計画において，緑化重点地区として定められた地区内の建築物について，敷地内の空地や屋上・壁面などの緑化施設整備計画を市長が認定し，支援（固定資産税の軽減措置）する制度です。
認定の対象となる緑化施設は，敷地面積1,000㎡以上で，敷地面積の20％以上を緑化するものとなっています。

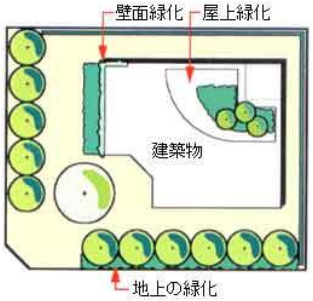

認定に必要な要件等のモデル図

⑤ 開発時における緑化の推進

大規模開発や建築確認申請の時期を捉え，公園・緑地の適正な位置・規模の確保，地区計画や緑地協定・建築協定の導入により，緑豊かで潤いのあるまちづくりを誘導していきます。

第６章　都市公園などの整備・管理方針

１　社会情勢の変化に応じた都市公園の再配置

２　官民連携による都市公園の魅力向上

３　将来を見据えた適切な公園マネジメント

1 社会情勢の変化に応じた都市公園の再配置

本市においては，人口減少，少子高齢化の進展を踏まえ，持続可能な都市構造への転換を図るため，「竹原市立地適正化計画（平成 30 年 3 月）」を策定し，居住誘導区域・都市機能誘導区域の指定により,コンパクトなまちづくりを進めているものであります。

近年は，突発的な集中豪雨による浸水被害や土砂災害などが頻発するなど，市民の安心・安全を守るためのハード・ソフトの両面からの対策を進めていく必要があります。

また，新型コロナウイルス感染拡大を契機として，都市の集約化（コンパクト化）のメリットを生かしつつ，「三つの密」の回避，感染拡大防止と経済・社会活動の両立を図る新しいまちづくりが求められていることから，都市公園や緑地広場等の重要性が再認識されているものであります。

このような大きな社会情勢の変化に対応しつつ,利用者の多様なニーズを応えるため,竹原市立地適正化計画の居住誘導区域等と連携した既存公園の役割の見直しや適切な位置への再配置，防災公園整備・機能向上，高齢化社会への対応，維持管理費の削減等への取組が重要であると考え，市域全体で都市公園の在り方について検討していきます。

また，市域全体の都市公園の在り方を踏まえ，必要に応じて都市計画法上に位置付けられている都市計画公園の変更など，住民などと合意形成を図りながら取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- 居住誘導区域，災害リスク，維持管理費の縮減等を踏まえた都市公園の具体的な再配置等について検討します。
- 遊休化した公共施設跡地等を活用した都市部への緑地等のオープンスペース整備を検討します。
- 市内各所で発生する浸水被害や土砂災害等へ対応するため，避難場所としての機能向上や雨水貯留浸透機能の向上など，防災・減災機能を有する各種施設整備について検討します。

平成 30 年 7 月豪雨で被災したバンブー・ジョイ・ハイランド

図６－１　都市公園位置図

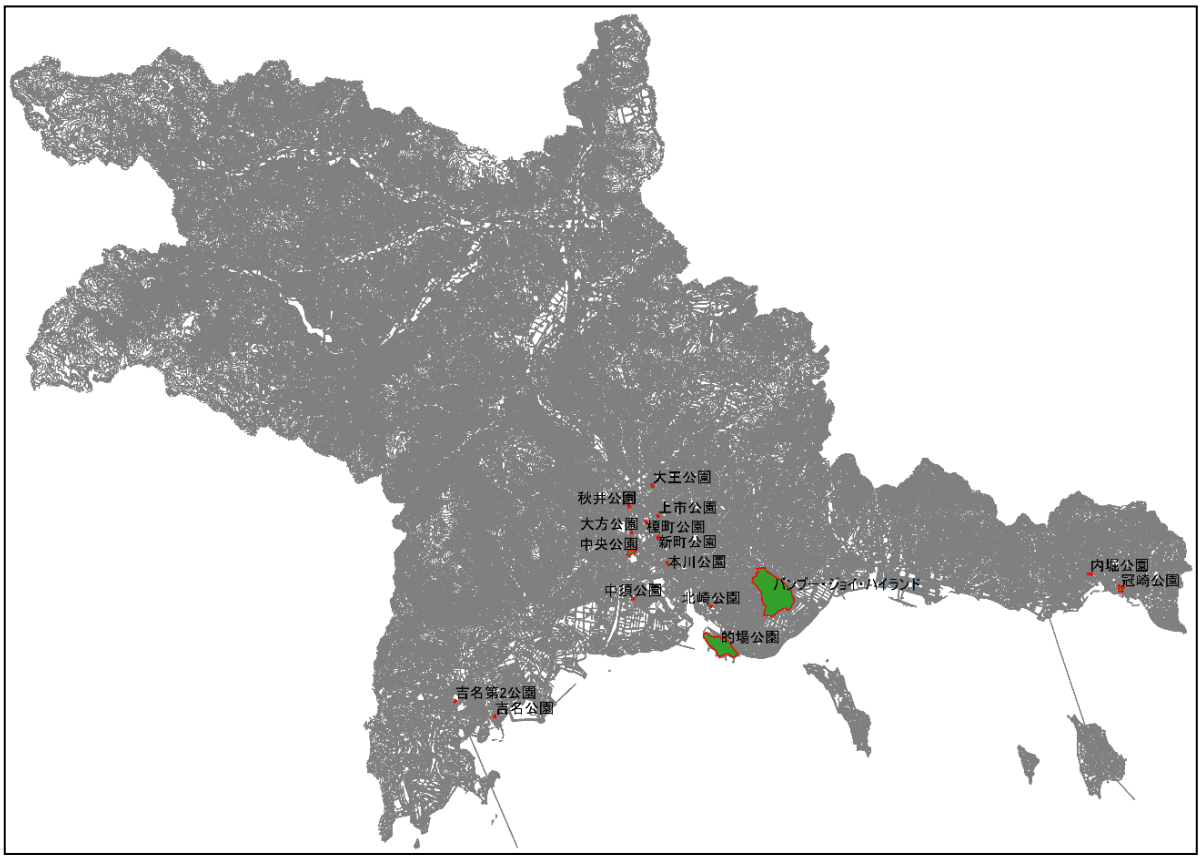

２　官民連携による都市公園の魅力向上

本市における都市公園のストックは増大している一方で，施設の老朽化の進行，財政状況の悪化など，住民サービスを維持しながら，都市公園のストックの適切な維持管理を行う環境は厳しさを増しています。

平成 15 年度の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことを踏まえ,本市では，民間事業者のノウハウや維持管理コスト縮減を目的として，平成２１年度からバンブー・ジョイ・ハイランドの体育館及びテニスコートなどのスポーツ施設を対象に指定管理者制度を導入し，その後，公園全体へ対象範囲を拡大してきました。

また，街区公園等においては，公園里親制度・公園芝生化事業により，地域の身近な公園として，ボランティア団体等と行政が連携しながら，地域住民の憩いの場としての利便性向上に取り組んできました。

今後，各公園の特性に活かしながら，地域のニーズにきめ細かに対応し，さらなる官民連携を促進するため，民間資金を活用した公園施設整備，民間ノウハウを活用したイベントの実施，住民との協働による公園利活用の取組を進め，更なる公園の利便性向上に取り組みます。

【具体的な取組】

・バンブー・ジョイ・ハイランドにおける指定管理者制度を継続します。

・公園里親や芝生化事業に取り組む団体に対する支援を強化し，都市公園を活用したイベントを多く開催します。

内堀公園（忠海）を活用した地域交流イベントの開催

3 将来を見据えた適切な公園マネジメント

本市における各公園施設は，設置から30年以上経過した都市公園が8割を占めており，利用者の安全確保や老朽化施設の適切なメンテナンスを行うためには大きな財政負担が必要となります。

また，本市の都市公園は借地公園を多く抱えており，地権者の意向による返還や借地料等による財政負担など，将来的な公園存続の不確実性が大きな課題となっています。

このような背景を踏まえ，公園施設について今後進展する老朽化に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から，予防保全型管理による竹原市公園施設長寿命化計画を策定し，計画的な施設の改修・集約等に取り組んできました。

今後は，公園施設の長寿命化計画を定期的に見直しや公園再編に合わせた借地公園の解消を図りながら，地域の多様なニーズを考慮し，安心・安全で使いたくなる公園施設整備及び管理費削減等，将来を見据えた適切な公園マネジメントに取り組んでいきます。

【具体的な取組】

・市内に数多く存在している借地公園の解消に取り組み，将来的な公園存続の確保，維持管理費の縮減を図ります。

・竹原市公園施設長寿命化計画に基づき，社会資本整備総合交付金を活用した公園遊具の長寿命化に継続的に取り組みます。

バンブー・ジョイ・ハイランドの老朽化した公園施設

公園施設長寿命化計画に基づき集約・改修されたバンブー・ジョイ・ハイランドの公園施設

第７章　計画の実現に向けて

１　協働体制づくりの推進

２　制度の充実

３　計画の推進と見直し

１ 協働体制づくりの推進

「竹原市緑の基本計画」は，「**みどりと歴史が調和し 元気と笑顔があふれるまち たけはら**」を実現するための進むべき方向と施策の内容を定めたものです。この計画を実現するためには，市民，事業者，行政がそれぞれの役割を果たし，出来ることを実行していくことが大切です。

図６－１　パートナーシップによる緑づくり

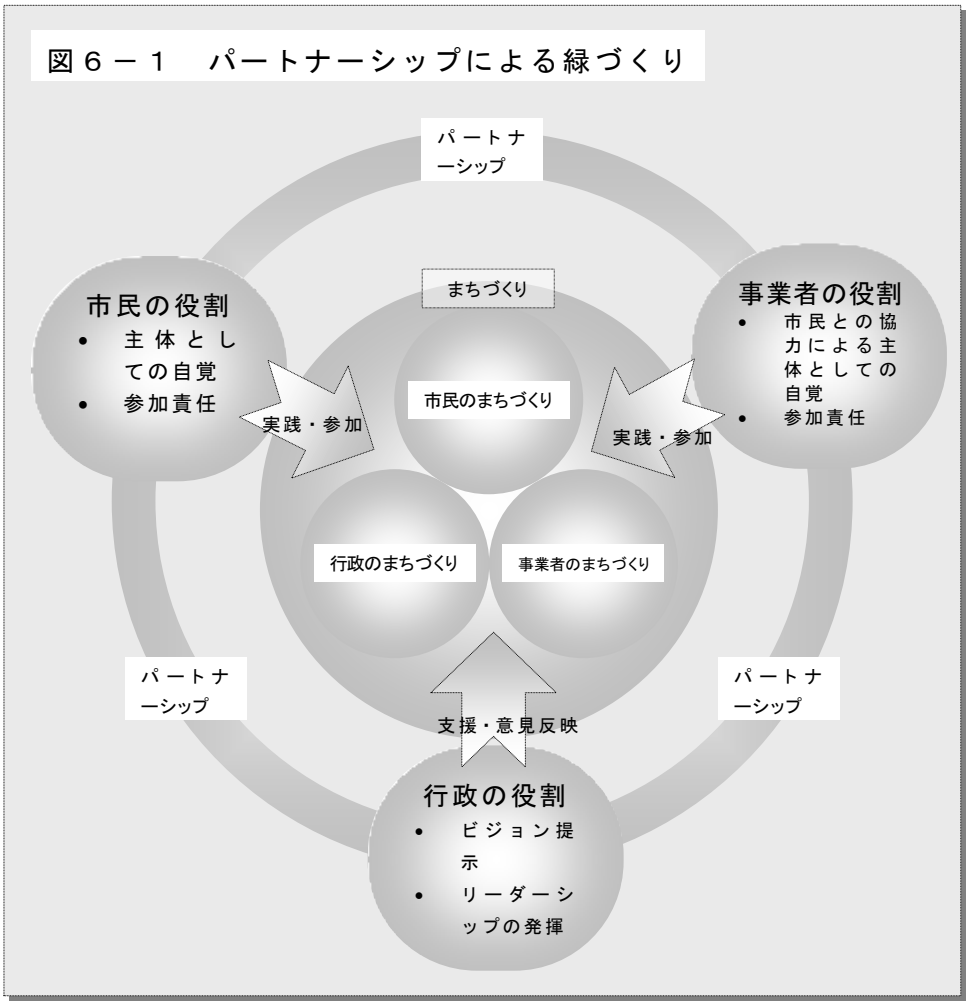

市　民　の　役　割

市民自らが，自分達のまちを緑で覆い美しくしていこうという熱意を持ち，緑のまちづくりに対する理解を深めるとともに，身の回りの民有地の緑化について，主体的に取り組んでいく必要があります。

事　業　者　の　役　割

事業者は，本計画や諸計画を理解し，地区住民との協力関係を築き，地区の緑のまちづくりに寄与する活動が求められ，市民同様，美しい緑づくりの担い手となる必要があ

ります。

行　政　の　役　割

行政は，リーダーシップを発揮した素案の提案や市民・事業者の自主的な活動を支援し，協働して都市レベル・地区レベルの公園緑地整備や緑のネットワークの整備などに取り組んでいきます。

これらを踏まえ，市民・事業者・行政のよりよき協働体制づくりの確立を図るとともに，①市民・事業者への支援策、②緑づくりの場の創出を推進していきます。

① 市民・事業者への支援策

市民・事業者の自主的な緑づくりの活動を支援するため，相談の場の確保，専門家の派遣（緑化計画・管理、緑化活動などに関するコンサルタント派遣等）など，支援制度の確立に努めます。

② 緑づくりの場の創出

市民主体の緑づくりを進めるためには，各地域の緑づくりの計画並びに維持・管理体制に対する情報交換や合意形成の場づくりが必要です。

このため，地域住民相互のコンセンサスづくりの場，住民と行政とが地域のまちづくりを協議する場，行政が住民にその施策を説明する場などの創出を図っていきます。

2 制度の充実

緑の基本計画を，市民主体による緑のまちづくりのなかで実現していくには，多様な緑に関する制度を活用していく必要があります。そこで，既存の様々な制度等について研究し，活用することにより効率的な緑づくりの進展を図ります。

また，竹原らしさを有する緑や個性ある地域づくりを進めていく上で，既存の制度では実現が困難な場合には，新たに必要となる緑のまちづくりに関する制度や条例等の整備を行なうものとします。特に，本市は，歴史的資源が各所に残っており，竹原の都市美を支える豊富な自然とともに,「まちの生活風景が絵になる形で今も生きている」観点からのまちを彩る緑の保全・創出が求められています。そのため，本計画に対する理解をより深め，まちづくり事業へと発展する制度の確立に努めます。

3 計画の推進と見直し

本計画に基づいて，市民・事業者・行政の協働体制による各種事業の推進については，社会経済状況の変化に対応して適切かつ確実に進めていくものとします。なお，計画の実効性を高めるため，事業の実施状況や実施に際しての問題の解決などを的確に行うと

ともに，緑づくりに関する市民との対話を行なっていきます。

また，社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため，本計画を適宜見直すこととします。